

# かたいけのプラン

## 第1次坂井市地域福祉活動計画



**\*\*\* 「かたいけのプラン」に込めた思い \*\*\***

『かたいけの』とは、昔から、福井に伝わる方言です。

『かたい』は、健康である様を表しており、「お元気ですか？」という意味のあいさつとして「かたいけの？」と使います。

最近、耳にすることもすっかり減りましたが、身体の状態を尋ねるだけでなく、心の状態も気遣うことができる、優しい福井弁です。

相手を思いやる気持ちが、本計画にピッタリでないかということで、策定委員会で決まりました。

## はじめに



この計画は、坂井市社会福祉協議会が、地域住民や多様な機関・団体と連携・協働しながら地域福祉活動を進めるために策定を行った地域福祉活動計画です。

「向こう三軒両隣」の助け合いのあった頃は、人と人との繋がりや絆も非常に強く、地域もほのぼのとしていました。しかし経済発展と共に社会構造の歪みは、人間関係の希薄化、相互扶助の弱体化を生み、孤独死、虐待等の問題を顕在化させ、それらは決して都市部だけの問題ではなくなってきました。

これらの問題を解決するためには、公的な施策（公助）の充実も重要ですが、一人ひとりが生きがいを持って生活をしていく努力（自助）、そして地域の福祉課題や生活課題を地域全体の問題として捉え、住民同士が解決していく仕組みや土壌（共助）が必要ではないかと思えます。

平成22年度から誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を送りたいという思いの実現に向けて、支部（旧町）単位で地域の課題や福祉団体が抱えている悩み等を解決するための方向性を導くために、支部社協設置準備委員会を運営してきました。その結果、支部ごとに『住民福祉活動計画』を策定することができました。また平成23年度からは、小地域福祉活動やボランティア活動等市全体の地域福祉推進の方向性を紐解く『地域福祉推進計画』を立て、今回「坂井市地域福祉活動計画」として完成することができました。

計画の策定にあたっては、紆余曲折がありましたが、市民の皆様や福祉関係機関・団体、学識者の方などたくさんの方々のご協力をいただきながら、長い年月をかけ、課題の把握や集約、解決策を検討してきました。

平成24年度から平成28年度までの5か年間、坂井市社会福祉協議会は、この計画に基づき地域福祉活動を進めてまいります。本市における地域福祉の一層の充実を目指し、幅広い市民・機関・団体の方々と手を携えながら取り組みを進めてまいりたいと存じます。また、社会情勢や地域社会の状況が刻々と変化する中、状況に合わせて計画の見直しを行いながら取り組みを進める必要があると考えております。

つきましては、市民の皆様、関係機関・団体の皆様には、ぜひ今後もより一層ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたり多大なるご尽力を賜りました委員長・副委員長はじめ各委員の皆様や支部準備委員の皆様、そしてご協力を賜りました関係者各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成24年3月

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会  
会 長 青 木 甫

## 「かたいけの？ このプランを実現するために、 一緒にがんばりましょうね」



四町が合併し、坂井市になって最初の「坂井市地域福祉活動計画～かたいけのプラン～」が完成しました。

今回の計画策定に当たり、参加した委員の皆さんのおひとりおひとりから、より良い計画を作り上げようという心意気が常に伝わってきました。また、この会議は、委員の皆さんが、地域とともに活動されていて顔見知りだったことも功を奏し、いつも和気あいあいとした雰囲気で行進していったように感じました。そこで、計画が出来上がった時には、関係者一同、大きな達成感がありました。

そして、みんなで知恵を出し合っつけたこのプランの愛称が、「かたいけのプラン」です。「かたいけの？」は、この地域の方言で、「元気ですか？」という意味です。その答えに、「かんからかんや！」、と答えているのをよく耳にします。つまり「とても元気ですよ！」という意味です。こんなふうにより日常的によく聞く会話をプランの愛称として取り入れたのは、「計画」や「プラン」という言葉を優しく、やわらかい、イメージにするために役立つのではないかと自負しています。

このプランは、今後、これを手に取る市民に、こう呼びかけます。

「かたいけの？このプランを実現するために、一緒にがんばりましょうね」と。

### ○四町の地域性を大事にしながら、絆をより強いものにするために

このプランの特徴は、合併前に四町がそれぞれの地域性を活かし独自に取り組んでいた各地域の活動を根幹に据え、大事にしながらも、坂井市として新たに掲げた共通のテーマに取り組んでゆくという二段構えになっているということです。

これからは、四町に設置される支部社協が、お互いの地域で行っている活動の情報交換を行い、よりよい活動を行ってゆく拠点として、ますます大きな役割を果たすこととなります。

さて、東日本大震災で、改めて見直されている地域の絆は、作ろうと思っても一朝一夕に作れるものではなく、今、自分たちの生活している毎日の暮らしの中から生まれ、育っていくものです。家族の絆、隣近所の絆が、地区の絆となり、地域の絆へと広がっていきます。日常的な関係性があればこそ、自分たちの力だけで不足する場合は、気軽に周囲の人たちに助けを求めることができ、また、周囲から助けを求められたら、すぐに手が差し伸べられる絆となるのです。

そして、人と人との絆は、時には、少しでも繋ぎ役のお手伝いをする人が必要です。障がいのある人、認知症の人、外国籍の人、一人暮らしの高齢者、不登校の子どもなど、自ら絆づくりをすることの苦手な人たちと繋がり、絆づくりを促進する役割をする中心となる人、それが、地域の民生委員・児童委員さんであり、福祉委員さんはじめ、多くのボランティアの人たちです。

今回できあがったこのプランの趣旨が、すべての市民に理解され、市民が同じ目的をもって地域づくりに取り組んでいける指針となれば幸いです。

坂井市社会福祉協議会  
地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 小林 明子

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>地域福祉活動計画の策定にあたって</b> .....	1
1-1	計画策定の背景	
1-2	計画の目的	
1-3	計画づくりの体制	
1-4	計画の位置づけ	
1-5	計画の期間と計画の推進、進行管理の方法	
1-6	坂井市の地域と取り巻く状況	
1-7	地域福祉とは	
<b>第2章</b>	<b>市地域福祉推進計画</b> .....	11
2-1	計画づくりの基本的視点	
2-2	基本目標	
2-3	市地域福祉推進計画 総合体系図	
2-4	市地域福祉推進計画 各推進目標詳細	
	推進目標1 みんなで支え合う人づくり・環境づくり	
	推進目標2 住民主体による地域福祉活動の実践	
	推進目標3 住民による見守り・支え合いのしくみづくり	
	推進目標4 住民活動を支える社協活動の強化	
<b>第3章</b>	<b>4支部住民福祉活動計画</b> .....	42
3-1	支部住民福祉活動計画とは	
3-2	支部社会福祉協議会の設立	
3-3	みくに支部住民福祉活動計画	
3-4	まるおか支部住民福祉活動計画	
3-5	はるえ支部住民福祉活動計画	
3-6	さかい支部住民福祉活動計画	
<b>第4章</b>	<b>坂井市社会福祉協議会が目指すもの</b> .....	53
4-1	坂井市社会福祉協議会の基本理念と基本目標	
4-2	「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」の進捗状況	

## 資料編

### 第1章関係 .....55

- 1 計画づくりの経緯
- 2 計画づくりの経緯詳細
- 3 委員会要綱、名簿
  - 坂井市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
  - 坂井市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿
  - 坂井市社会福祉協議会支部社協設置準備委員会設置要綱
  - 坂井市社会福祉協議会支部社協設置準備委員会委員名簿

### 第2章関係 .....68

- 1 坂井市社協における福祉教育の取り組みの現状
- 2 坂井市で取り組まれているサロンの現状
- 3 市社協ボランティア・市民活動センター座談会及びアンケートの概要
- 4 小地域見守りネットワークに関連する制度
- 5 生活支援活動に関連する助け合い活動
- 6 坂井市の主な相談窓口
- 7 市社協が実施する主な公的福祉サービス
- 8 市社協が実施する権利擁護に関連するサービス

### 第3章関係 .....82

- 1 みくに支部社協設置準備委員会の様子
- 2 まるおか支部社協設置準備委員会の様子
- 3 はるえ支部社協設置準備委員会の様子
- 4 さかい支部社協設置準備委員会の様子

### 第4章関係 .....95

- 1 社会福祉協議会とは

# 第1章

## 地域福祉活動計画の策定にあたって



# 第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景

私たちの暮らす坂井市は、県下第2の人口を抱える市として誕生しましたが、少子化、高齢化、世帯の縮小化・単身化の進行は、全国や県の平均よりは下回るものの年々進んできています。このことは、10年先、20年先を展望した際に大きな課題となっています。また、一部の地域では、集落全体の高齢化も進んでおり、地域の担い手不足、さらに要援護者への日頃の見守り、災害時における地域の助け合いなど、地域の安心・安全な暮らしそのものに影響しつつあります。

一方、家族構成の変化だけでなく、居住形態の変化や社会関係の変化、近隣意識が希薄化してきていることにより、地域社会とのつながりが途絶え、社会から「孤立」する人も増えてきています。特に、近年、全国的に生活に困窮された障がい児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられる事態が複数発生しています。

東日本大震災から1年が過ぎ、復興支援とともに、災害に備えた対策が全国各地で取り組まれています。そこでも、改めて人と人の心の絆、普段からの地域のつながりの大切さが、再認識されています。地域において人々が連携し、自分たちの地域を自分たちの力で育てていくという取り組みが求められているといえます。

坂井市においては、4つの地域自治区ごとに地域の見守りネットワーク活動として、民生委員児童委員や福祉委員、まちづくり協議会や社会福祉協議会、自主防災組織等が活動を進められてきました。また、多くの住民が、ボランティア活動やNPO活動、地域福祉活動などに積極的に取り組んでいます。

しかし、それぞれの役割や活動領域が不明確で、互いの活動が見えにくく、地域の課題共有や協力した活動ができずに、地域の要援護者全体に見守りや支援が行き届いていないのが現状です。

このように、さまざまな要因で地域のつながりが希薄になってきたと多くの住民が実感している中で、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる共生のまちづくりを推進するために、地域ぐるみで協力して行動する必要があります。

日頃から住民同士のつながりや一人ひとりの地域の結びつきをつくること、そして、日常的な見守り活動、相談支援等の取り組みの一層の強化が求められています。これらの住民の活動を明らかにするために活動計画を策定しました。

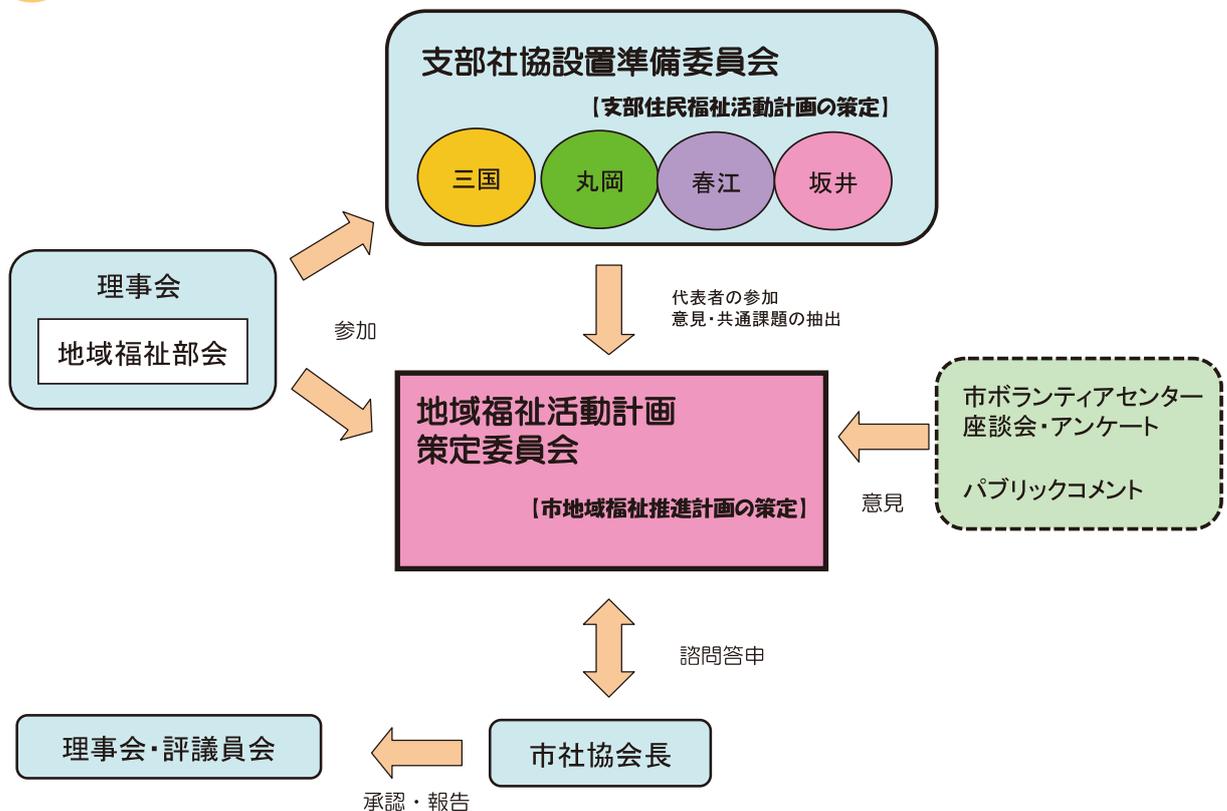
## 1-2 計画の目的

### (1) 住民の活動、行動のあり方を描く「地域福祉活動計画」

坂井市社会福祉協議会（以下、「坂井市社協」といいます。）は、平成 21 年度に、社協の内部計画である「第 1 次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」策定に取り組みました。

そして、今回、坂井市社協は、「地域福祉推進を図ることを目的とした団体」として、住民主体の福祉活動、行動のあり方を描くため、住民主体の活動計画づくりを呼びかけました。内部計画から、開かれた計画への取り組みだといえます。

## 1-3 計画づくりの体制



### (1) 支部社協設置準備委員会の設置と支部住民福祉活動計画

地域福祉を推進するには、住民が主体的に地域福祉活動をすすめる、より身近な圏域が必要になります。また、その地域の特徴や課題を把握しなくてはなりません。

そのため、本計画の策定に先立ち、平成 22 年 8 月から、旧町単位に「支部社協設置準備委員会」を設置し、住民福祉活動の進め方、そのための推進組織のあり方について、約 1 年半かけて話し合いをしてきました。

準備委員会で出された意見や課題を基に、住民が身近な地域で取り組む福祉活動については、「支部住民福祉活動計画」として、旧町単位で策定をしました。

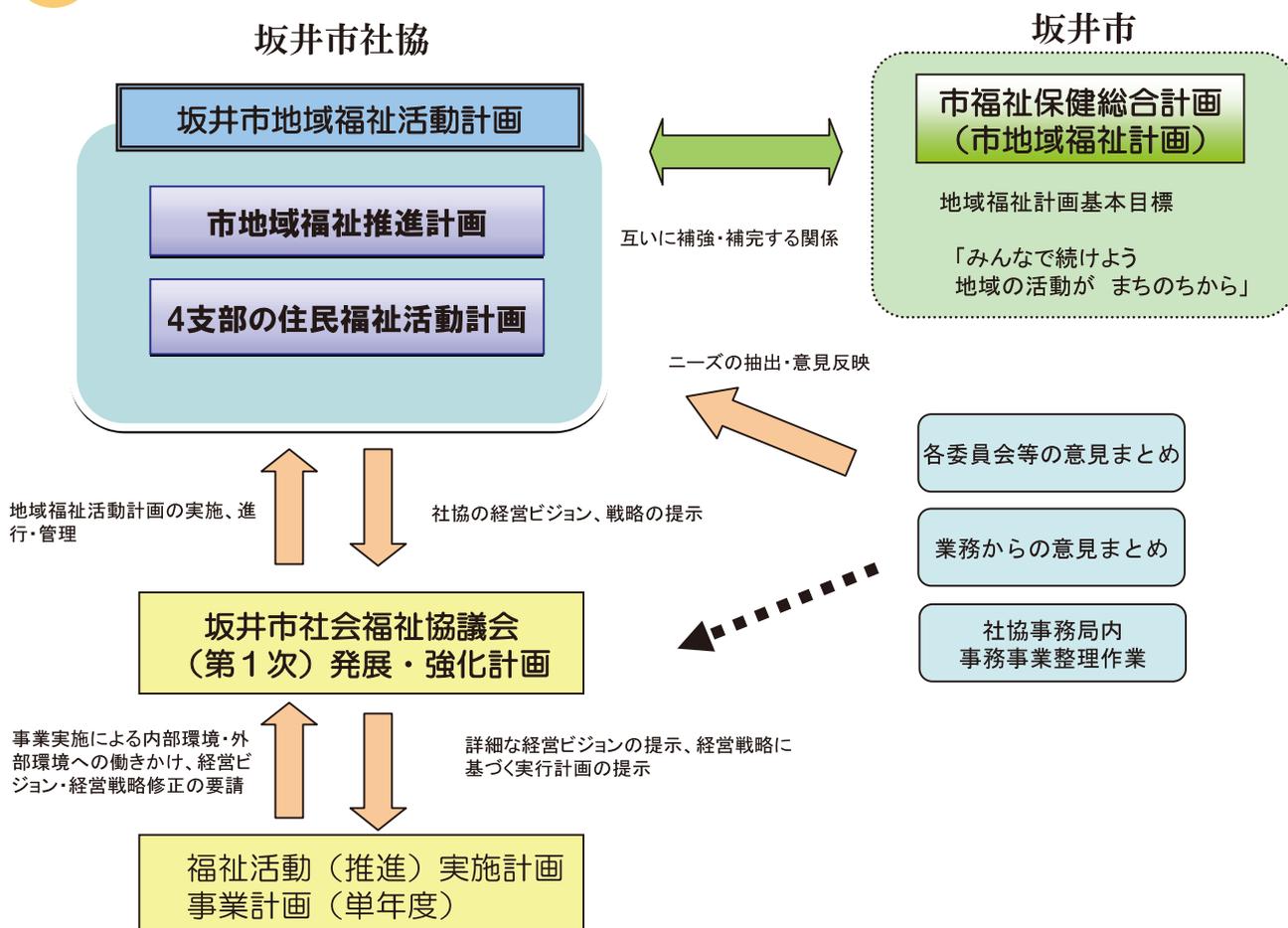
また、旧4町で共通する課題については、市全域の地域福祉についての協議を行う、本計画策定委員会へ協議の場を移しました。

## (2) 「市地域福祉推進計画」と「4 支部住民福祉活動計画」で構成される地域福祉活動計画

本計画は、住民の福祉活動を支援し、市全域の地域福祉推進のあり方を民間側から提言するための『市地域福祉推進計画』と、住民にとってより身近な町（支部）で策定された『支部住民福祉活動計画』の2本立てで構成されています。このように、住民の日常生活に近い範囲での計画づくりには、①身近な生活課題、福祉課題を話し合える、②課題に対して関心を共有しやすい、③住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすい、④地域特性を生かした取り組みができる、などの長所があります。

今後は、公民館単位などより身近な地区で、より多くの住民が主体的に身近な福祉活動に参加できる仕組みづくりや計画づくりを支援することも検討していきます。

### 1-4 計画の位置づけ



坂井市社協においては、本計画と、組織内部計画である「市社協発展・強化計画」を連動させながら、事業を推進していきます。

また、坂井市の福祉保健施策の方向性を示した行政計画である「坂井市福祉保健総合計画」とは、互いに補強・補完する関係です。特に、「地域福祉計画」部分の基本目標や推進目標と関連性が深いものです。

行政計画は、施策、政策中心で、推進方針を示すものに対し、本計画は、民間計画として、具体的な活動目標や活動、地域の組織化などを明らかにしたものだといえます。

## 1-5 計画の期間と計画の推進、進行管理の方法

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

毎年、定期的に取り組みの点検・評価を行い、計画の中間年度にあたる平成26年度には、社会情勢の変化等による新たな地域福祉課題を抽出し、計画全体の見直しを行います。また、本計画は第1次計画であり、平成29年度以降も第2次、第3次計画を策定していくことで、住民主体の地域福祉推進を計画的、継続的に進めていきます。

計画の推進、進行管理や評価、見直しは、下記の方法で行います。

### (1) 「市地域福祉推進計画」

計画化された活動事業を遂行するために、坂井市社協では、単年度の事業（実施）計画を作成して、計画的に事業をすすめます。

単年度の事業は、社協理事で構成される「地域福祉部会」で評価し、評議員会での承認を受けて理事会のもとで進行していきます。

また、計画全体の見直しの時期には、社協内部だけでなく、関係者による「地域福祉推進委員会（仮称）」を設置し、計画評価を行い、意見をいただきます。これらの評価は、随時、社協の広報により公表します。

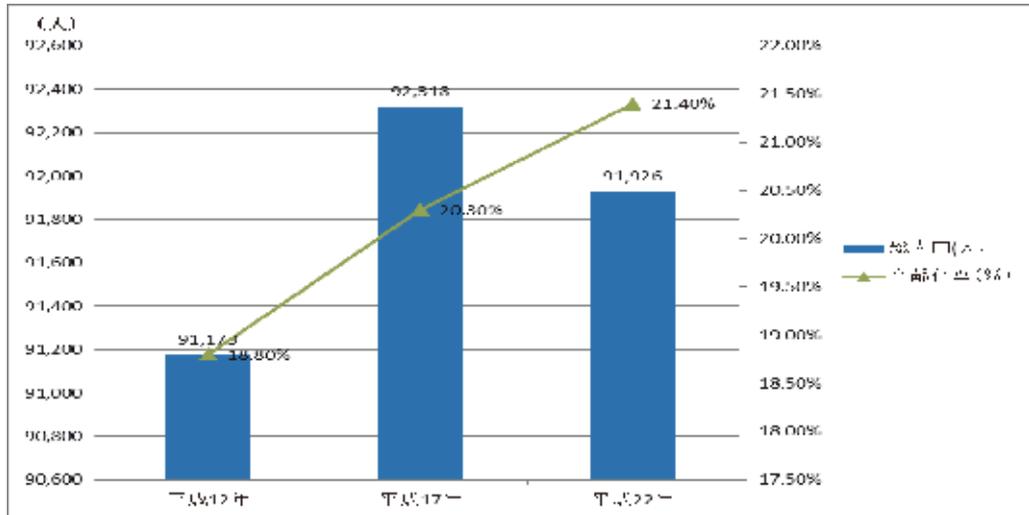
### (2) 「支部住民福祉活動計画」

計画は、地域のさまざまな団体、個人で推進していきますが、その母体となるのは、「支部社会福祉協議会」です。協議会委員を中心に、年に数回の定期的な協議の場を持って、計画の進捗状況や取り組みによる効果に関する評価、今後の進め方について、継続して協議をしていきます。

## 1-6 坂井市の地域と取り巻く状況

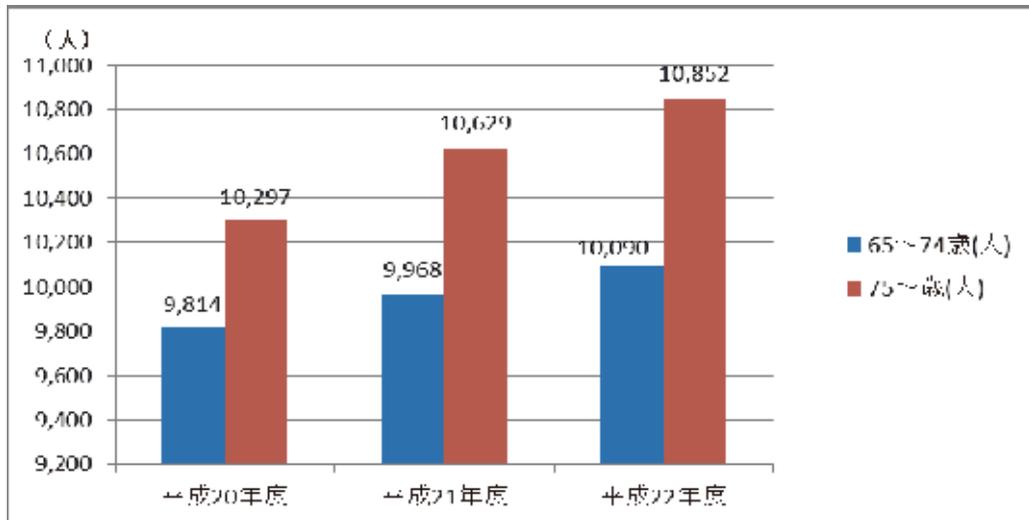
### (1) 坂井市の福祉概要統計資料

#### 【 人口と高齢化率の推移 】



資料：平成 22 年国勢調査

#### 【 高齢者数の推移 】

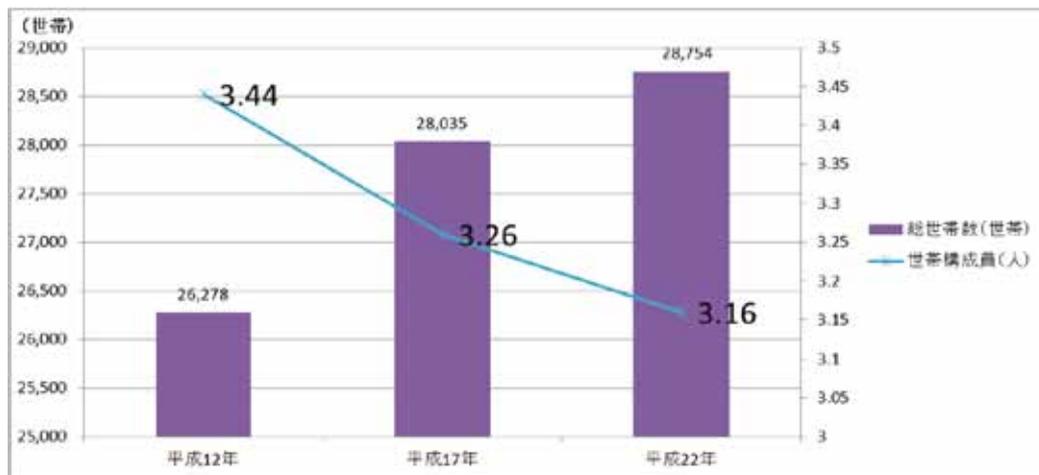


資料：坂井市

総人口は 91,900 人で、福井市に次いで福井県第 2 位です。昭和 60 年以降増加を続けていましたが、平成 22 年に減少に転じました。坂井市の人口増減率はマイナス 0.45% ですが、他の市町と比べ人口減少は抑えられているようです。

一方、65 歳以上の占める割合（高齢化率）は、年々高まっています。特に、75 歳以上の方の増え方が大きくなっています。

## 【 世帯数と世帯当たりの人員の推移 】



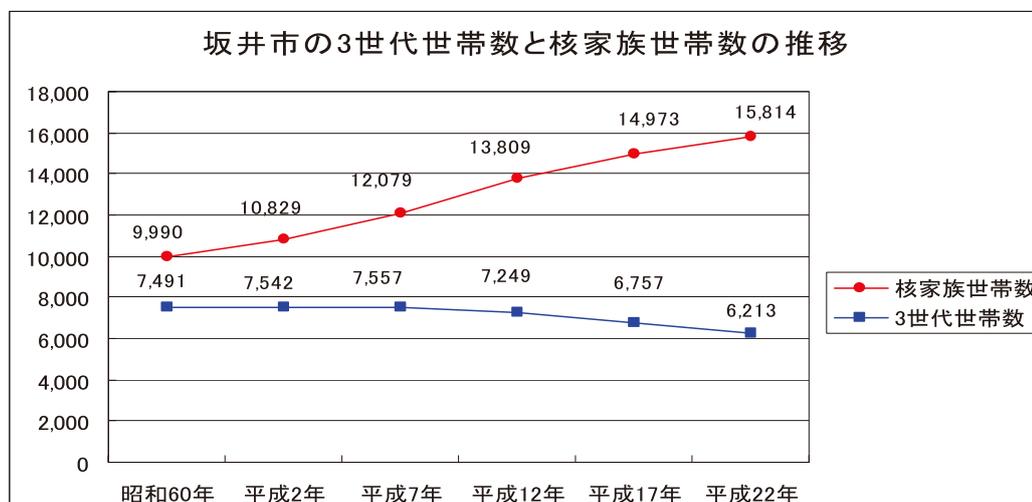
資料：平成 22 年国勢調査

総人口は減少しましたが、世帯数は増加し続けています。昭和 60 年から平成 22 年の 25 年間で、約 8,000 世帯増加しました。

しかし、一般世帯(※1)1 世帯当たりの人員は年々減少を続けています。

※1 一般世帯：総世帯から学生寮、病院、社会施設等を除いた世帯

## 【 世帯構成の推移 】



資料：平成 22 年国勢調査

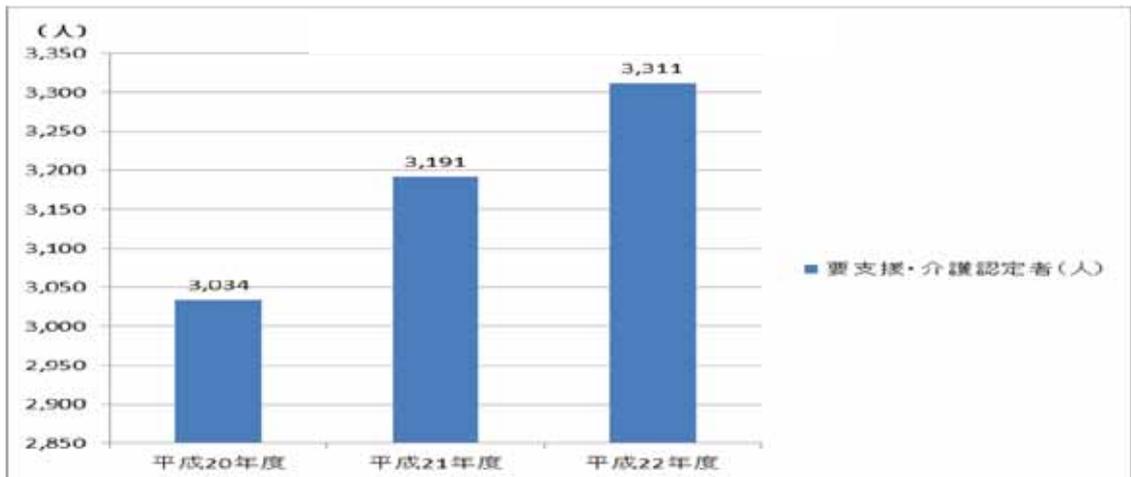
※2 3 世代世帯：世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯。

※3 核家族世帯：夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯

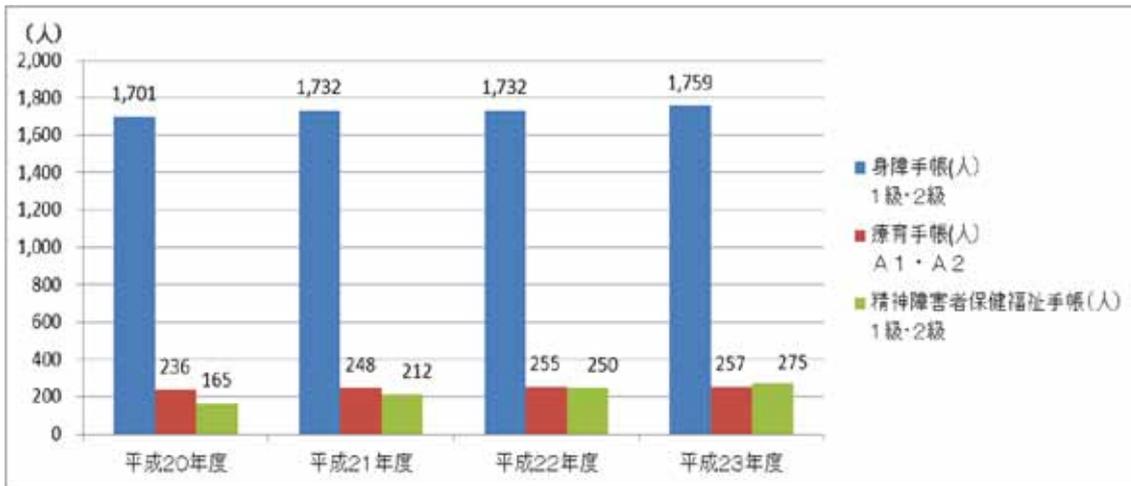
核家族世帯数は年々増加し、昭和 60 年から比較すると約 1.5 倍以上になっています。このように少人数の核家族世帯が増えていることも、人口が減少しても世帯数が増加している要因となっていると推測されます。

また核家族が増える一方で、3 世代世帯は年々減少しています。一般世帯に占める 3 世代世帯の割合は 21.6%です。

### 【 介護保険認定者数の推移 】



### 【障害者手帳保持者の推移】



資料：坂井市、介護保険広域連合

介護保険の認定を受ける高齢者等は、年々増えています。

また、障害者手帳を持つ方が年々増えています。特に、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が大きく増えています。

これらの方々は、坂井市災害時要援護者支援制度【※1】の対象者ともなっています。

※1「資料編 P72 に事業説明あり。」

## (2) 坂井市のまちづくり

坂井市では、合併に際し、地域住民の身近な声に対応できるきめ細かなまちづくりの推進、住民参画による住民主体のまちづくりの推進を図ることを目的に、旧4町の区域ごとに地域自治区を設置しています。

また、地域の多様な主体が協力、連携して公共的課題の解決を図る、協働のまちづくりを推進しています。この中でも、特に大きな役割を担っているのが、地区公民館単位で活動している市内23のまちづくり協議会であり、地域住民が主体となって、個性豊かなまちづくり活動に取り組んでいます。

## 1-5 計画の期間と計画の推進、進行管理の方法

### (1) 「地域福祉」について改めて思いおこしてみましょう。

みなさんは、「福祉」という言葉で何を思いつきますか？

障がいのある人たちや子どもやお年寄り、生活に困っている人たちの手助けをしてあげることでしょうか。

自分や家族など身近な人たちが幸せなことでしょうか。

みんなが、同じように、幸せだと感じることができることでしょうか。

すべての人が、その人らしい、一人ひとりの幸せを追及する活動を「福祉活動」ととらえると、ふだんの暮らしで、自分が感じている困りごと、みんなが感じている困りごとを解決する活動や行動はすべて福祉をあらわしているといえます。

「地域福祉」とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など対象者ごとに分かれた「福祉」とは異なり、ふだん生活している「地域」に福祉の視点をおいた考え方です。他人ごとの意識でなく、自分と同じ地域に住む人が、こんな問題で困っている。だから、同じ地域に住むみんなで考え、語り合い、協力し合おうという意識が土台になります。

つまり、私たちが暮らしている地域が「しあわせな地域」になるために、「行政などによるサービスの提供」だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進める取り組みが「地域福祉」だといえます。

地域のみなさんが、福祉の受け手であり、担い手でもあるわけです。

地域の人たちをはじめ、ボランティアや支援を必要とする人自身も「しあわせづくりの担い手」として、行政や福祉・保健・医療等の専門機関と力を合わせ、だれもが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるように活動することを、その地域に応じて「地域福祉活動」といいます。

限られた困っている人への「福祉」から、地域みんなで協力して取り組む、みんなのための「福祉のまちづくり」に転換する第1歩となるのが、今回の活動計画の策定です。

## (2) 具体的な「地域福祉活動」の内容は？

地域福祉活動は、「住民一人ひとりにできること」、「地域において、支えられたり、支えたりする関係によってできること」、「地域のさまざまなグループや団体の連携によってできること」など、その具体的な内容は多岐にわたります。

住民一人ひとりが、地域福祉活動の大切な担い手の一人です。

この計画書にのっていることを参考に、できることから始めてみませんか。

## (3) 「地域」とは、どんな範囲のことを言うの？

「地域」という言葉は、日常生活の中での「ご近所のお付き合い」としてのとらえ方や、組織的な活動の単位としての「区」や区の「班」などさまざまなとらえ方があります。

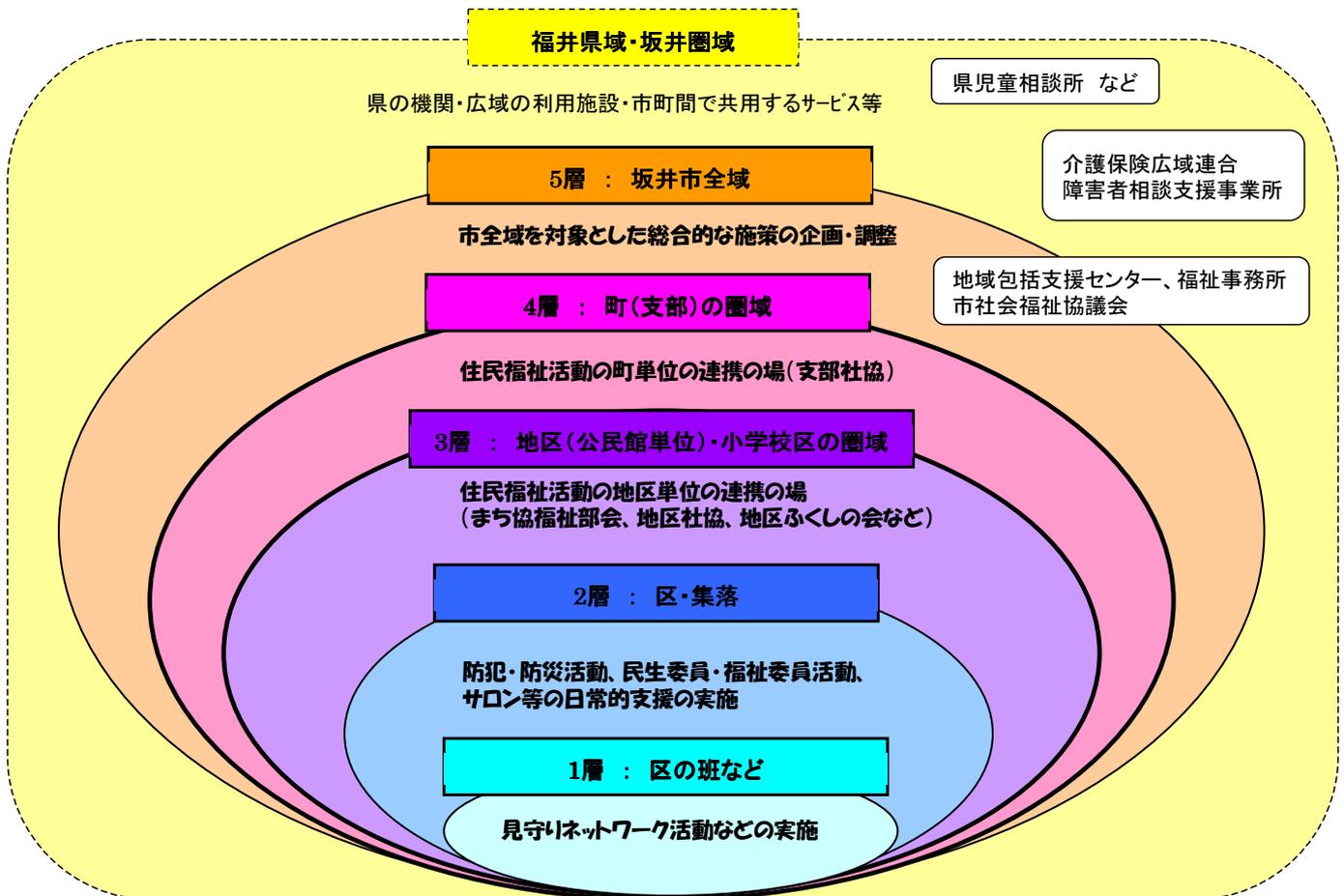
この計画における「地域」は、さまざまな活動に応じて重層的に考えるものとします。

「地区」という場合は、公民館単位（小学校単位）とします。

「小地域」とは、「地区」あるいは地区よりも狭いエリア（区や班程度）とします。

例えば、この計画で「小地域見守りネットワーク」を行う範囲という場合には、「区の班」、「区」、「民生委員さんの担当範囲」などをさします。地理的、歴史的なことによって異なりますが、活動のしやすい範囲をいうものをご理解ください。

【 重層的な圏域設定のイメージ図 】



厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」2008年3月から抜粋（一部加工）

## 第2章

# 市地域福祉推進計画



## 第2章 市地域福祉推進計画

### 2-1 計画づくりの基本的視点

本計画の特長として、あらかじめ旧町（支部）ごとの福祉課題を話し合い、その中で市全域で取り組むべき共通課題を明らかにし、市全域の地域福祉活動の方針を検討するという形をとりました。

#### 共通検討課題【論点の柱】

- ① 小地域見守りネットワーク活動について
- ② ボランティア・市民活動センターについて
- ③ 福祉サービス、生活支援活動について
- ④ 総合相談・支援について

この章では、坂井市全域の地域福祉活動の推進の方法を、「市地域福祉推進計画」として述べています。

特に、住民が主体的に、さまざまな形で福祉活動に取り組んでいくこと、そのことを坂井市社協が支援していくことを大切にしています。

なお、身近な単位で行われる住民福祉活動の具体的な内容は、第3章の「4支部住民福祉活動計画」で述べています。

#### 【 基本的視点 】

- (1) 身近なところで福祉活動に取り組んだり、多くの人とつながれるように、器となる推進組織づくりに力を入れます。
- (2) 自分の活動スタイルや地域性に合わせて、また生涯にわたって、福祉活動に取り組んでいけるように、さまざまな学びの機会や柔軟な活動メニューの提案を行います。
- (3) 支援者側が決めるのではなく、暮らしづらさを抱え、何らかの支援を必要としている方が、地域でどのような暮らしを望んでいるのか、一緒に考えながら、対等に活動を行うことを大切にします。
- (4) (1)～(3)の活動に住民が取り組めるよう、地域活動を支援し、公的なサービスは、坂井市社協の事業として責任を持って取り組みます。

## 2-2 基本目標

# みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり

## 2-3 市地域福祉推進計画 総合体系図

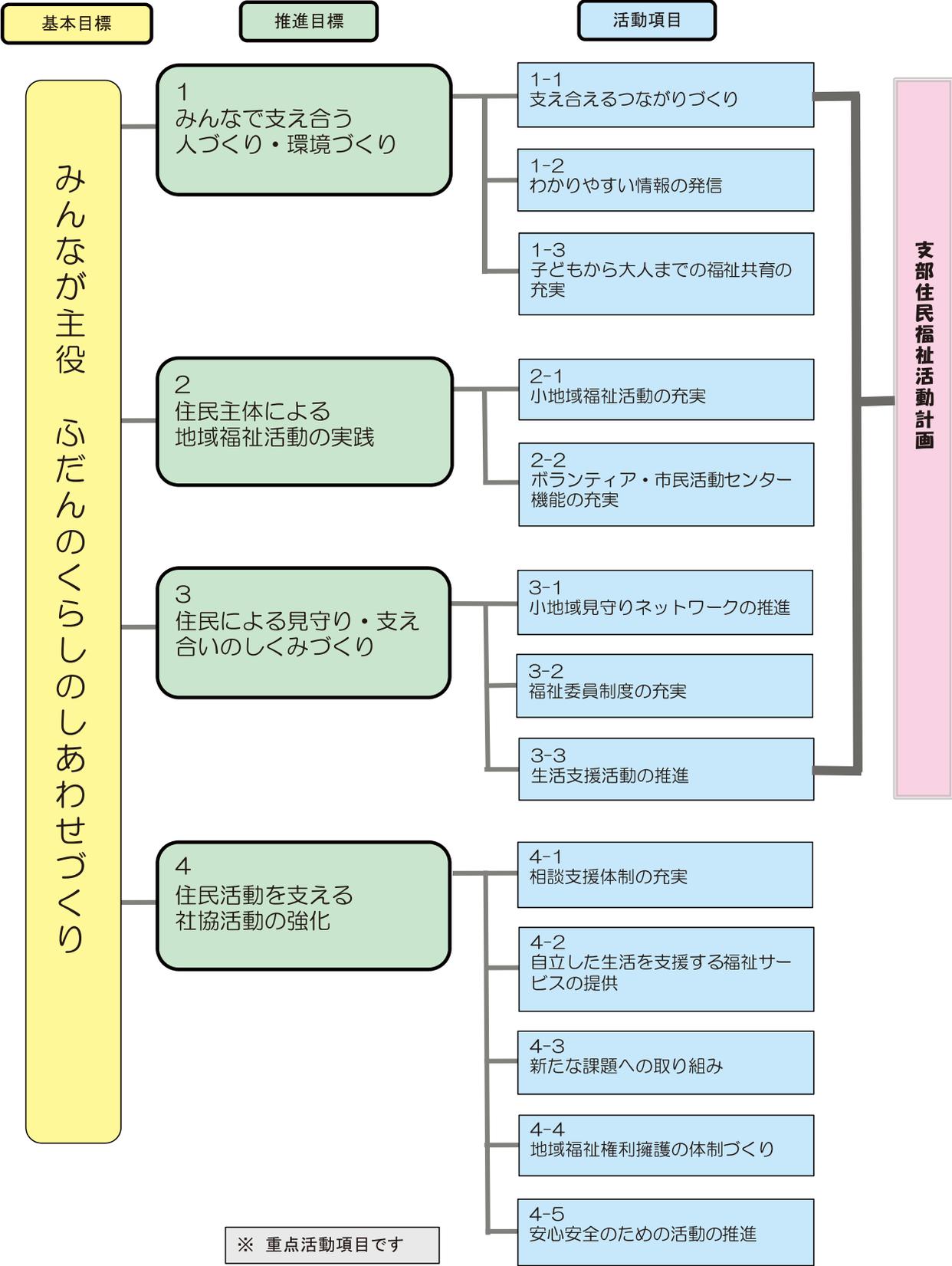
本計画は、計画の理念でもある基本目標を中心に、その実現を目指して、この5年間で推進すべき目標である「推進目標」と具体的に組み組んでいく「活動項目」で構成しています。14ページから各推進目標の詳細を記載しています。

なお、論点の4つの柱について協議されたことは、以下の活動項目で述べています。

### 共通検討課題【論点の柱】

- ① 小地域見守りネットワーク活動について
  - ⇒「3-1 小地域見守りネットワークの推進」
  - 「3-2 福祉委員制度の充実」
- ② ボランティア・市民活動センターについて
  - ⇒「1-3 子どもから大人までの福祉共育の充実」
  - 「2-2 ボランティア・市民活動センター機能の充実」
- ③ 福祉サービス、生活支援活動について
  - ⇒「3-3 生活支援活動の推進」
  - 「4-2 自立した生活を支援する福祉サービスの提供」
- ④ 総合相談・支援について
  - ⇒「3-1 小地域見守りネットワークの推進」
  - 「4-1 相談支援体制の充実」

市地域福祉推進計画



## 2-4 市地域福祉推進計画 各推進目標詳細

### 推進目標1 みんなで支え合う人づくり・環境づくり

普段からお互いを知り合い、助け合い、支え合っていけるのは、身近な地域です。このような身近な地域（小地域）での住民福祉活動が活発になることが、安心して暮らせる地域づくりの基盤といえます。

しかし、地域内のつながりが自然にできていた昔と違い、さまざまな活動が行われていることをお互いが知らないということが起きています。また、自分たちの住んでいる地域に関心がない人たちや困ったときには助け合いたいが、どのように付き合っているのかわからないという人も増えています。

近年、各地で起こっている自然災害では、同じところに住んでいるというつながりを持った共同体（一般コミュニティ）だけでは、地域復興、地域再生は困難であるといわれています。地域において人々が連携し、自分たちの地域を自分たちの力で育てていくためには、地域住民が地域内の福祉に関心を持ち、積極的に参加し、支え合える共同体（福祉コミュニティ）を目指すことが必要なのです。

平成19年度に行った坂井市福祉保健総合計画にかかる意識調査（以下、「意識調査」といいます。）においても、「ボランティア・団体等と地域住民との交流の機会」や「地域活動に関する住民の意識啓発」が不十分であり、地域の人同士が出会う場、つながる場や、福祉のことをみんなで知ったり、考えたりする機会、情報が求められています。

これらのことから、福祉コミュニティを目指す組織づくりとそれを支える人づくりに取り組みます。

## 1-1 支え合えるつながりづくり

身近な地域で住民同士が支え合う「小地域福祉活動」を活発にするために、活動基盤となる組織づくり（地域福祉推進基礎組織づくり）を行います。

組織の単位は、公民館単位以下の「小地域」とします。活動の意義や必要性を理解したうえで、地域の実情に合わせた組織づくりを検討してもらいます。

「区域内の関係団体で、福祉活動固有の組織（地区社協）をつくる」方法と「まちづくり協議会等の既存の組織の中に、『福祉部会』を設置する」方法が考えられます。すでに、地域にある組織を活かしながら、地域福祉活動を推進する組織が設置されるように働きかけていきます。

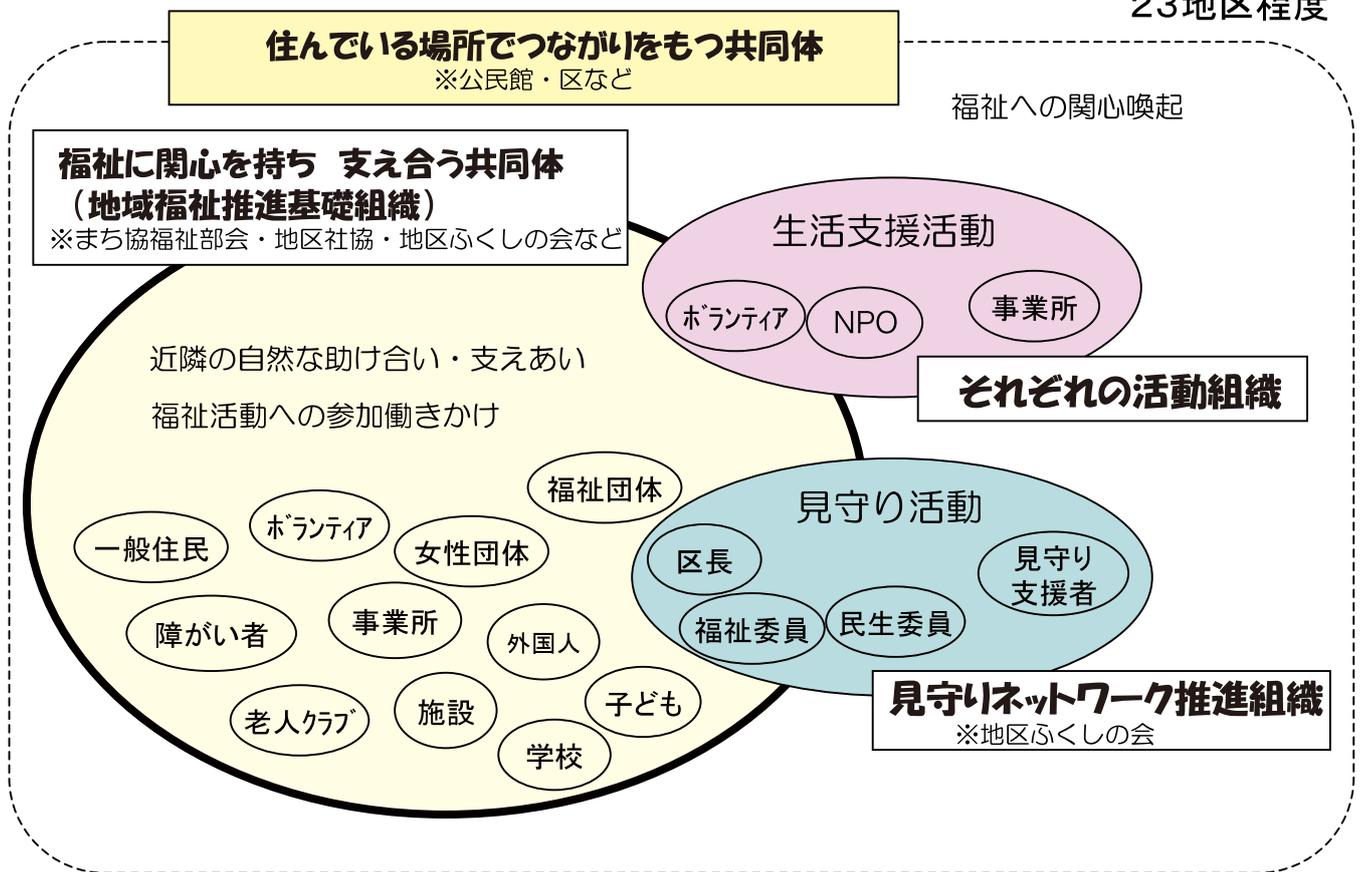
また、旧町の単位には、「支部社会福祉協議会（支部社協）」を設置します。主に、①地域福祉推進基礎組織の支援、②住民同士のつながりの場づくり、③地域の福祉課題を持ち込み、協議する場づくり、④市社協と基礎組織をつなげる機能を果たします。特に、①の基礎組織活動を支援する役割が期待されます。

これらの取り組みにより、小地域や町単位で、民生委員児童委員や福祉委員、福祉活動団体やボランティア、NPO、その地域にある福祉施設や事業所、子どもや高齢者、障がいのある本人なども含めた地域で暮らすすべての住民がつながり、協働して住民福祉活動を推進することを目指します。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
地域福祉推進基礎組織づくり	公民館以下の単位で、地域福祉推進基礎組織づくりを行います。支部ごとにモデル地区などを設定しながら、計画的に設置します。					
支部社協の設置による地域福祉の推進	H24年4月に「支部社協」の設置を行い、「基礎組織づくり」と活動支援を行う他、支部単位のつながりの強化や、福祉課題の話し合いを進めます。					
支部・地区ボランティアセンター、連絡会の充実	従来の支部ボランティア連絡会をより一層充実させ、支部社協や基礎組織を基盤とした、ボランティア活動者が参加できる場、活躍できる場、つながる場づくりを行います。					

# 【イメージ図】 小地域で支え合うつながりづくり

23地区程度



## 1-2 わかりやすい情報の発信

本計画や地域福祉の理解、基礎組織づくりの検討、小地域福祉活動の提案を行うために、23 公民館単位で「住民福祉懇談会」を開催します。懇談会を通して、民生委員児童委員、福祉委員などの福祉関係者と区長、まちづくり協議会役員等地域づくり関係者とのつながりも強化します。

また、策定の過程で「福祉のことがよくわからない、難しい」「困っている人や助け合いの場、組織についての情報が届かない」「社協がなにをやっているところかよくわからない」などの声も多くありました。

福祉情報が必要な人に、必要な時に届くように、福祉活動の理解や関心を高めるために、広報啓発活動の強化を図ります。社協がどのような組織なのか、どのような事業をやっているのかを、より多くの方に理解していただけるよう、社協活動の PR 強化（見える化）を図ります。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
住民福祉懇談会の開催	公民館単位で本計画の説明や基礎組織づくり、小地域福祉活動の提案などにより、話し合いをすすめます。	→				
住民主体の情報発信の支援	福祉委員による「福祉委員情報紙」の発行やボランティアによる「ボランティア情報紙」の発行、その他イベントやさまざまな機会を通して、住民自身が福祉情報を発信できるように支援をします。	→				
広報啓発活動の強化	広報紙、ホームページだけでなく、各種広報媒体、イベント等の場を広く活用し、地域住民に見える福祉活動の情報発信を行います。	→				
社協活動の PR 強化「社協の見える化」	社協広報、ホームページの充実を行うとともに、上記のあらゆる機会を利用して、社協活動の理解を進めるため、PRを行います。	→				

## 1-3 子どもから大人までの福祉教育の充実

住民主体の地域福祉を推進していくためには、地域に暮らすすべての人たちが、共に考え、共に行動する必要があります。

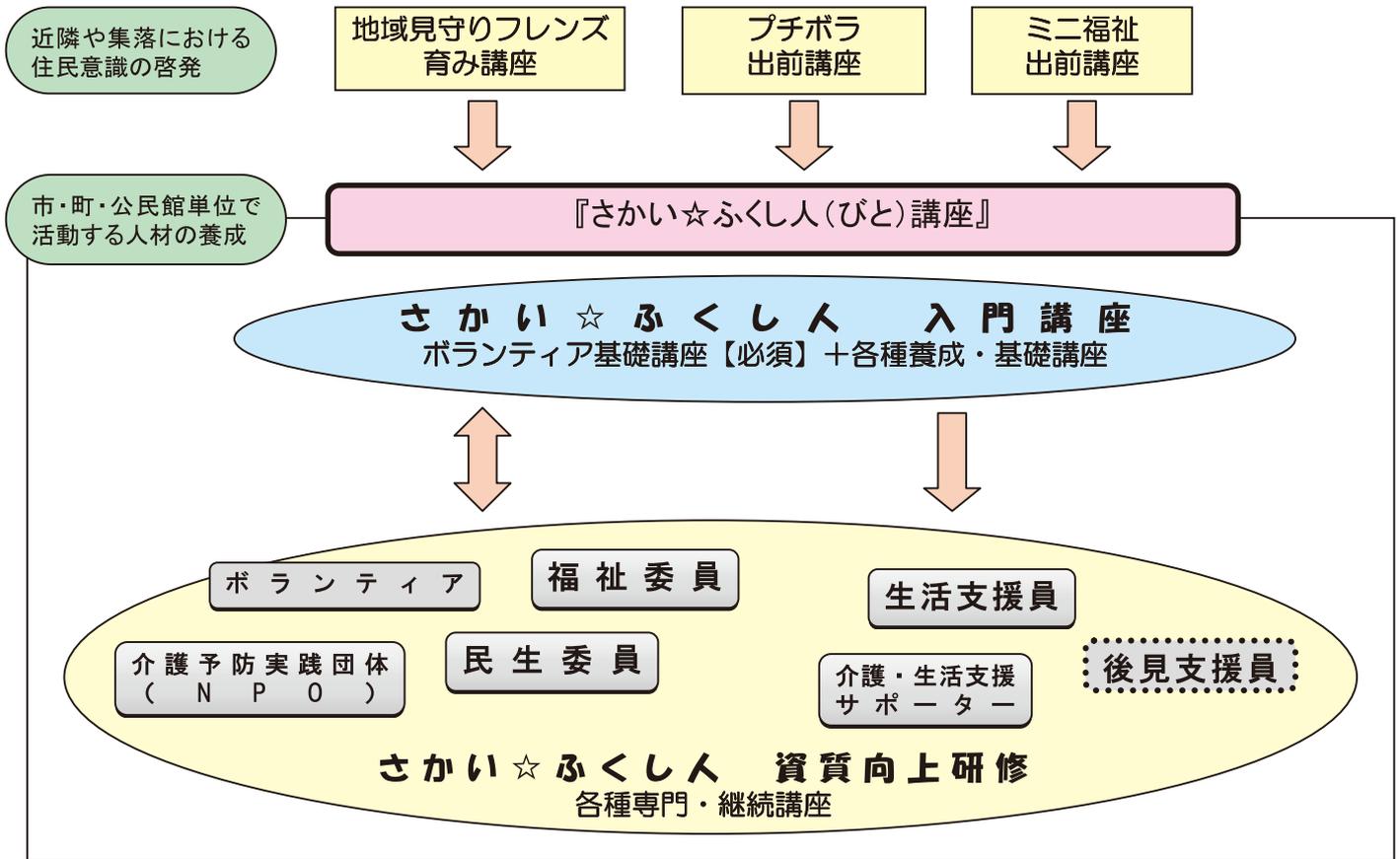
従来、「福祉教育」というと、学校における福祉、それも「障がい」や「若い」に関連した授業をイメージしがちでしたが、これからは、共に生き、共に学び合い、共に育ち合う「福祉共育＝共に育つ力を育む」に取り組んでいきます。

そのために、特に、地域で活躍するさまざまな福祉人材を発掘したり、育てていくことを積極的に進めます。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
学校での福祉教育の充実 【※2】	学校の福祉教育学習への協力、担当教員への研修・情報提供、活動助成など、小・中・高校への福祉教育の取り組みを支援します。（ゆめプラン事業）					
地域ぐるみの福祉教育の推進 【※3】	地域の関係機関や住民とともに、学校も地域も共に育ち合う福祉共育の普及・推進を図ります。 学校での福祉教育を支援する「福祉共育サポーター」を養成します。					
地域の福祉人づくりの体系化と福祉講座の開催	身近なところで好きな講座を選べる出前講座や目的別の各種講座、活動者の資質向上研修などを開催し、地域の福祉人の養成を体系的に行います。（「さかい☆ふくし人講座」）					

※2、3「資料編」P68に事業説明あり。

## 【イメージ図】 地域の福祉人づくり



地域の福祉人づくり『さかい☆ふくし人講座』（案）

分類	主な講座名と内容	
近隣や集落における住民意識の啓発	小地域福祉活動メニューとして実施します (希望に応じて、出前します！)	
市・町・公民館 単体で活動する 人材養成  「さかい☆ふくし人(びと) 講座」	(1) 入門講座	さまざまなニーズに応えられるように目的別のボランティア講座を開きます
	(2) 資質向上研修	活動者が、より深く学べる場を創ります
	① ボランティア一般	
	② 福祉委員研修会（基礎・レベルアップ）	
	③ 生活・介護支援サポーター養成講座・現任研修 【高齢者宅に定期的に訪問し、簡単な生活支援活動（話し相手、環境整備等）を行う】	
	④福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）生活支援者の養成講座・現任研修	
	⑤ 住民同士の助け合い活動であるふれあいサービス協力員の基礎講座	
⑥ 福祉共育サポーター養成講座 【学校や地域で福祉教育の啓発を行う（インスタントシニア、車イス体験の指導等）】		
⑦ 介護予防実践者同士のネットワークづくり、活動支援を行う連絡会・勉強会		

## 推進目標2

## 住民主体による地域福祉活動の実践

坂井市では、昔からの隣近所同士の自然な助け合いや支え合いだけでなく、ふれあいいいきサロン活動や三世代交流など、さまざまな住民主体の地域福祉活動が行われています。これらの取り組みは、薄れつつある地域のつながりの再構築に大きな役割を果たしています。

また、社会のさまざまな問題に、自由な発想で自発的に取り組むボランティア活動やNPO等の市民活動も少しずつ増えてきており、ますます期待が高まっています。

しかしながら、このような取り組みは、市全域には広がっておらず、参加したい気持ちはあっても活動につながらない人も少なくありません。きっかけとなるような情報提供や、取り組みやすい活動メニューの提示、活動支援体制の充実、活動基盤の強化が必要です。

また、今後は、障がいや加齢などで暮らしづらさを抱えた本人も、地域に暮らし一員として、持っている力を発揮でき、主体として参加や活動ができるような取り組みも必要です。

これらの取り組みが、ばらばらでなく、小地域でつながりながら、幾重にも重なって展開されることで、より豊かな地域社会が実現されることを目指します。

小地域福祉活動は、小地域（地区、区、区の班など）で行われる住民活動のひとつですが、「福祉」を意識した「住民による主体的な支え合い活動」であるところに特徴があります。

「支え合えるつながりづくり」を実現していくには、具体的な活動を行わないと、見えにくいものになってしまいます。一方で、さまざまな活動が行われても、常に子どもから高齢者までの福祉の問題を意識して、日常生活に目を向けたり、必要な配慮ができなければ、福祉のまちづくりにはつながりません。

これらのことから、高齢者や障がいを抱えた本人も含んだ住民同士の交流や福祉に関する学び、地域の課題についての話し合い、サロン活動など、地域にとって必要なもの、取り組みたいものを住民自身が選択し、地域の独自性をもって自由に組み立てよう、多様な小地域福祉活動メニューを提案しながら、積極的に推進します。活動内容によっては、「小地域」でなく、より大きな圏域で取り組む内容も含まれるかもしれませんが、地域の実情によって組み立てよう支援を行います。

特に、ふれあいいいききサロン活動は、「ふれあいサロン」「生きがいサロン」「いこいサロン」など、いろいろな名称で親しまれており、社協で把握しているだけでも、坂井市内の約半数の区で、年間約 1200 回開催されています。開催の単位は、区や民生委員の単位、より大きな圏域などさまざまで、担い手も福祉委員、民生委員、区長、ボランティアなどさまざまです。取り組みやすいことや、気軽に参加できること、みんなが楽しめ、つながる場になるなど、とても喜ばれている活動です。また、社協が把握しているものだけでなく、老人クラブや JA、ボランティアで開催しているサロンも多くあります。

今後は、サロンを核に、活動の輪を広げていくことも考えていきます。例えば、地域に暮らすさまざまな特技を持つ人が、サロンのお手伝いをしたり、子どもたちが学校帰りに参加するなど、地域のつながりの場となるような柔軟な運営が期待されます。

また、坂井市で行われているサロンのほとんどは、高齢者対象のものです。歩いて行ける身近な範囲で、つどい、つながれるサロンは、障がいのある本人にとって、地域での居場所、活躍の場として広く求められています。

そのほかにも、一人暮らし高齢者や介護者、子育て中のお父さん、お母さんなど、同じ立場の人が集まって、つながりを作ったり、悩みを話し合うサロン

も考えられます。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
小地域福祉活動の充実	小地域福祉活動メニューづくりと、活動ガイドブックの作成、支部社協による支援など、小地域福祉活動が充実するような支援を行います。					
	ボランティアやNPO、福祉委員や民生委員児童委員など福祉関係者がつながって、地域に合わせた活動に取り組めるよう支援します。					
サロン活動の充実 【※4】	相談、情報提供、助成など、サロン活動の取り組みを支援し、全市域でサロンに参加できる機会を持てるようにします。サロンをきっかけに、小地域福祉活動が広がるように支援します。					

※4「資料編」P69に事業説明あり。

## 小地域福祉活動メニュー （活動例）

分 類	メニュー例	内 容
<b>学ぶ</b> 近隣や集落における住民意識の啓発を図る研修、講座	① プチボラ出前講座	ボランティア活動のきっかけをつくるため身近な集まりで各種講座・研修を行う
	② ミニ福祉出前講座	福祉学習・体験など福祉の学びに関して、身近な集まりで各種講座・研修を行う
	③ 地域見守りフレンズ育み講座	互いに気にかけて合う環境づくりや地域での見守り活動の理解を深め、近隣での日常的な見守りに協力する人を養成する
<b>ふれあう</b> 身近な場所での仲間づくりの交流活動	① ふれあい・いきいきサロン活動	閉じこもりがちの高齢者が身近な地域で交流し、気軽に楽しい仲間づくり、生きがいづくりを行う
	② その他地域のサロン活動	障がい者、子供、介護者、一人暮らしの人などが、身近な地域で交流し、気軽に楽しい仲間づくりを行う
	③ 世代間交流会	地域の中の世代を超えた交流会で、世帯間の理解と、顔の見える関係づくりを行う
<b>話し合う</b> 地域の課題を明らかにし、自分たちの目標を話し合う	① 住民座談会	地域の実情を知り、課題を出し合っ、福祉目標を明らかにするために住民同士で話し合う
	② 小地域福祉活動計画づくり	地域の課題や地域で行われている活動をみんなで共有するために計画としてまとめる
<b>知らせる</b> 地域の活動を広く地域の皆さんに周知し、福祉に関する理解、参加を求める活動	① 地域の福祉広報活動	地域内の福祉活動情報などを収集して発信する
	② 福祉まつり	福祉活動の発表や、展示などの人が集まる催しの中で、福祉への啓発を行う
	③ 福祉委員情報誌	福祉委員活動のヒントや活動状況を発信する

**2-2 ボランティア・市民活動センター機能の充実**

坂井市社協では、「坂井市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター」を組織し、福祉関係ボランティアはもちろんのこと、NPO法人等広く市民活動の支援に努めてきました。

平成23年度のセンター登録数は、団体登録85団体（ボランティア 74、NPO 11）、個人登録20人です。

本計画を策定するにあたり、ボランティア団体の座談会とアンケートを実施しました。その結果、多くの団体が資金面やメンバーの事情による課題を抱えていることがわかりました。また、活動者同士の交流の場や情報提供、住民への意識啓発、ボランティア活動に関する相談機能が求められていることが明らかになりました。支部社協設置準備委員会や策定委員会においても、現在活動しているボランティア団体への活動支援が強く求められました。【※5】

一方で、平成19年度の「意識調査」においては、地域活動がより活発になるために必要なことについて、「支援を求める人と活動を望んでいる人の結びつきがスムーズに行えるしくみづくり」、「行政や社会福祉協議会などの公的機関がボランティア情報を積極的に発信すること」への回答が高くなっています。ボランティア活動を新たにやってみたいという人たちへの支援も強化していく必要があります。

これらの意見や課題をもとに、センターの機能を次の4つに整理し、今後それぞれに強化を図っていきます。

- ① **課題と活動を「つなげる」機能**
- ② **「学び、高める」福祉の人づくりの機能**
- ③ **福祉、ボランティアの情報を「知らせる」機能**
- ④ **交流の場づくりで「つながる」機能**

特に、非営利で住民の課題をテーマに社会貢献活動等を行うNPO団体については、センターの大きな役割の一つとして活動支援に取り組んでいきます。

『活動者と一緒に』、センターの取り組みについて考え、ボランティア活動者が安心して楽しんで活動を行うための支援を充実し、より市民に開かれた運営による地域に根ざしたセンターづくりを進めます。

※5「資料編」P70に座談会、アンケートの概要あり。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
ボランティア・市民活動センター機能の強化						
① 課題と活動を『つなげる』機能の強化	<p>ボランティア活動への相談対応、活動メニューの作成や活動紹介など、ボランティア活動の支援の充実、講座・研修受講者を活動に活かせる場づくり、活動者の支援を強化します。</p> <p>※「支部・地区ボランティアセンター、連絡会の充実」参照【再掲】</p>	→				
② 『学び・高める』福祉の人づくりの機能の強化	<p>※「地域の福祉人づくりの体系化と福祉講座の開催」参照【再掲】</p>	→				
③ 福祉、ボランティア情報を『知らせる』機能の強化	<p>ボランティアの活動場所や時間、登録者等の一覧表を作成し、誰もが情報を得やすくしたり、ボランティアセンターの機能を明確化し周知を強化します。</p> <p>※「住民主体の情報発信」参照【再掲】</p>	→				
④ 交流の場づくりで『つながる』機能の強化	<p>いろいろな種類の交流会（活動エリア・活動分野・課題ごと）を実施し、活動者が交流できる機会を増やします。</p> <p>※「支部・地区ボランティアセンター、連絡会の充実」参照【再掲】</p>	→				
NPO団体とのつながり強化と支援の充実	<p>NPO団体の個別相談や、地域の中での理解を深めるための啓発、NPO団体同士の課題共有、情報交換の場づくり、NPO立ち上げの支援を行います。</p>	→				

### 推進目標3

## 住民による見守り・支え合いのしくみづくり

昔から、地域では、自然な助け合いの一つとして、困っている人や気になる人に、隣近所の人や友人などが、声かけをしたり簡単な生活支援などを行ってきました。

そうした助け合いは、日常的なものであるため、バラバラに行われることも多く、役割分担や相互の連絡もないために、いざというときに素早く適切な対応ができないことが課題になっています。

また、暮らし方や働き方の多様化が進み、地域のつながりも薄れる中で、一人暮らしの高齢者の方や病気や障がいのある方、子育てをしている家庭などが、地域で孤立するといった問題が発生しています。悩みを誰にも相談できず、問題が深刻化してはじめて明らかになることもあります。

24年後の坂井市（平成47年）の高齢者数は、26,443人（7,712人増）で、高齢化率は、31.6%と予測されています。（平成22年の国勢調査を基に推計）

今、見守り・支え合いのしくみを作ることが、高齢化がますます進む10年先の自分たちの安心につながります。

坂井市社協では、住民による見守り・支え合いのしくみとして、小地域見守りネットワークの充実を図っていきます。そして、その核となるべき福祉委員が活躍できるような支援を強化していきます。さらには、今後、住民によって、要援護者のニーズに応じて、具体的に支援する生活支援活動にも取り組んでいける地域を目指します。

#### 活動項目

### 3-1 小地域見守りネットワークの推進

「小地域見守りネットワーク」とは、小地域福祉活動の一つの活動ですが、あらかじめ見守りの必要な人を選び、要援助者として一人ひとりを対象とした見守り・支援活動を行うところに大きな特徴があります。

他の小地域福祉活動は、どちらかというに対象者も担い手も選ばず、地域全体でのふれあいやつながりを目的とした活動ですが、この活動は、住民による支え合いを一定のしくみ（システム）としていくものです。

福祉ニーズを持つすべての人が潜在的な対象者といえますが、小地域見守りネットワーク活動では、あらかじめ対象者を決めないと、具体的な活動がすすめられません。

寝たきりなどの要介護者のいる世帯、自立度が落ちてきた一人暮らしの高齢者や障がい者、幼い子どもがいる一人親世帯、外国人の方などが考えられます。これらの人たちは、災害時要援護者（災害弱者）としても位置付けられています。

そこで、まずは「坂井市災害時要援護者支援制度」【※6】において、個人情報地域で扱うことの同意が得られている登録者から、普段からの見守りの対象としていくことをすすめていきます。

見守りネットワーク活動を支えるのは、身近なところに暮らす住民であり、プライバシーの保護など一定の決まりを理解してもらえれば誰でも参加できる活動です。しかし、実際には、本人との関係がなかったり、福祉の情報を知らない活動が難しいといった問題があります。

そのため、坂井市社協では、福祉委員や民生委員児童委員、区長の三者を見守りネットワーク関係者とし、連携を図りながら、見守りネットワークを行っていく形をすすめていきます。

将来は、これらの役職の経験者や「生活・介護支援サポーター」【※7】「認知症サポーター」【※8】など、見守り支援者を増やしていきます。また、継続して活動に取り組めるように、地域福祉推進基礎組織とは別に、見守り活動を行う組織として、「小地域見守りネットワーク推進組織づくり」（地区ふくしの会など）をすすめます。

見守りネットワーク活動のすすめ方は、地域にあった方法を考えていきますが、一般的には、次のような方法があります。

見守り支援者が、それぞれ把握している情報の共有や災害時要援護者個別支援台帳を活用して、住民の支え合いのための福祉マップづくりを行う方法です。

まずは、福祉委員や民生委員児童委員、区長等が集まって、日頃から地域で行っている福祉活動を見直したり、あらゆる人が自然な形で行っている「見守り行為」を知っていくことから、始めてみましょう。

そのことが、対象者の変化に素早く気づいたり、地域の困りごとをいち早くキャッチすることにつながります。

「小地域見守りネットワーク活動」が充実することで、どこに相談を持ちか

ければいいか分からず悩んでいる人や、声を上げられなかった人たちの問題が、適切な専門機関につながるようになります。問題を抱えた方の身近なところで早期に困りごとをキャッチできれば、問題を深刻化させずに解決に導くことができるかもしれません。

専門職だけでは限界がある要援護者のニーズを早期に発見するためにも、「小地域見守りネットワーク活動」は、期待されています。

※6、7、8「資料編」P72・73に関連する制度説明あり。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
小地域見守りネットワーク活動の推進	福祉委員、民生委員児童委員、区長等が連携し、小地域見守りネットワーク活動に取り組めるように支援します。					
小地域見守りネットワーク推進組織づくり	見守りの核となる人同士のつながりを強化し、小地域見守りネットワーク推進組織づくりをすすめます。					
見守りネットワーク支援者の拡大	見守りを支えてくれる人たちを増やしていくための勉強会や取り組みを行います。  ※「地域の福祉人づくりの体系化と福祉講座の開催」参照【再掲】					
相談窓口の広報、啓発	見守りネットワークの支援者に相談窓口の種類や機能を知らせることで、困った人が適切な相談窓口につながるようにします。					
身近な住民相談窓口の設置	サロンなどの集いの場などで、住民による相談窓口が開かれるように、基礎組織の中で検討します。					
個別の問題を解決する会議の開催	地域からつなげられた個別の問題に対し、住民と関係機関の連携で「ケース会議」を行い、支援につなげます。					

## 3-2 福祉委員制度の充実

小地域見守りネットワーク活動を市全域で展開していくために、坂井市社協では、合併当初から、住民の方に「福祉委員」としての協力をお願いしてきました。現在 655 人の方が、地域の身近な支援者として活躍されています。

しかしながら、福祉委員制度は、旧町から設置しているかどうかの違いや、何年も経験を重ねたベテランの方と 1 年交代で選出される方に同じ役割をお願いする難しさなどを抱えています。

支部社協設置準備委員会や策定委員会においても、多くの意見や課題が出されました。

- 福祉委員に委嘱されても何をしたいかわからず、福祉委員が役割を理解していない。
- 福祉委員を推薦する区長が福祉委員の役割を理解していない。
- 地区ごとの経緯により福祉委員の意識や活動状況が異なる。地区の実情に合った福祉委員研修の機会がない。
- 福祉委員同士のつながり、活動の支え合いを行う地区福祉委員会などの組織が機能していない。
- 福祉ニーズの早期発見、早期連絡のためのネットワーク（特に民生委員との関係）が市全体では完全に構築されていない。

一方で、これらの課題や意見は、「福祉委員」というものが坂井市において認知されてきていることの表れであり、大きな期待を寄せられている方々であるといえます。

坂井市社協では、福祉委員が安心して活動してもらえるように、福祉委員同士のつながりや「見守りネットワーク」のメンバーである民生委員児童委員、区長とのつながり、そして地域の人たちとのつながりを強化していきます。

### 福祉委員とは・・・

福祉委員は地域の身近な支援者として、合併と同時に坂井市内全域で設置し、各区長から推薦により、坂井市社協会長が委嘱しています。目安として 50 世帯に一人の範囲でお願いしており、任期は 2 年です。

#### 【役割】

- ① 福祉ニーズの発見 <困りごとの早期発見・連絡>
- ② お知らせ役 <福祉情報の提供や伝達>
- ③ 研修会への参加 <安心して福祉委員活動をするための学び>

地区（公民館区、またはそれ以下）ごとの福祉委員会、地区からの代表による支部福祉委員会、支部の代表による幹事会が組織され、活動を支援するための研修や情報交換、情報誌の発行などを行っています。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
福祉委員制度の理解促進	福祉委員が継続した役割を地域で果たせるように、制度の周知を図ります。					
福祉委員活動の強化	福祉委員の資質向上のため、研修会の充実や福祉委員同士のつながりを強化するための福祉委員会（市・町・地区）の充実を図ります。 福祉委員活動の手引きや活動事例集などを作成します。					
小地域見守りネットワーク推進組織づくり	民生委員児童委員、区長とのつながり強化と見守りネットワーク活動の推進強化を図ります。  ※「小地域見守りネットワーク活動の推進」参照【再掲】					
地域福祉推進基礎組織での小地域福祉活動への参加促進	地域住民の一員として、見守りネットワーク活動以外の小地域福祉活動へも積極的な参加を促します。 サロンなどの小地域福祉活動に参加することで、見守り対象者の状態を把握することにもつながります。  ※「地域福祉推進基礎組織づくり」「小地域福祉活動の充実」参照【再掲】					

### 3-3 生活支援活動の推進

さまざまな小地域福祉活動に取り組むことで、地域の福祉力が高まり、地域福祉推進基礎組織や見守りネットワーク推進組織が成熟した地区では、より個別の生活ニーズに応えるための取り組みである「生活支援活動」の推進が望まれます。

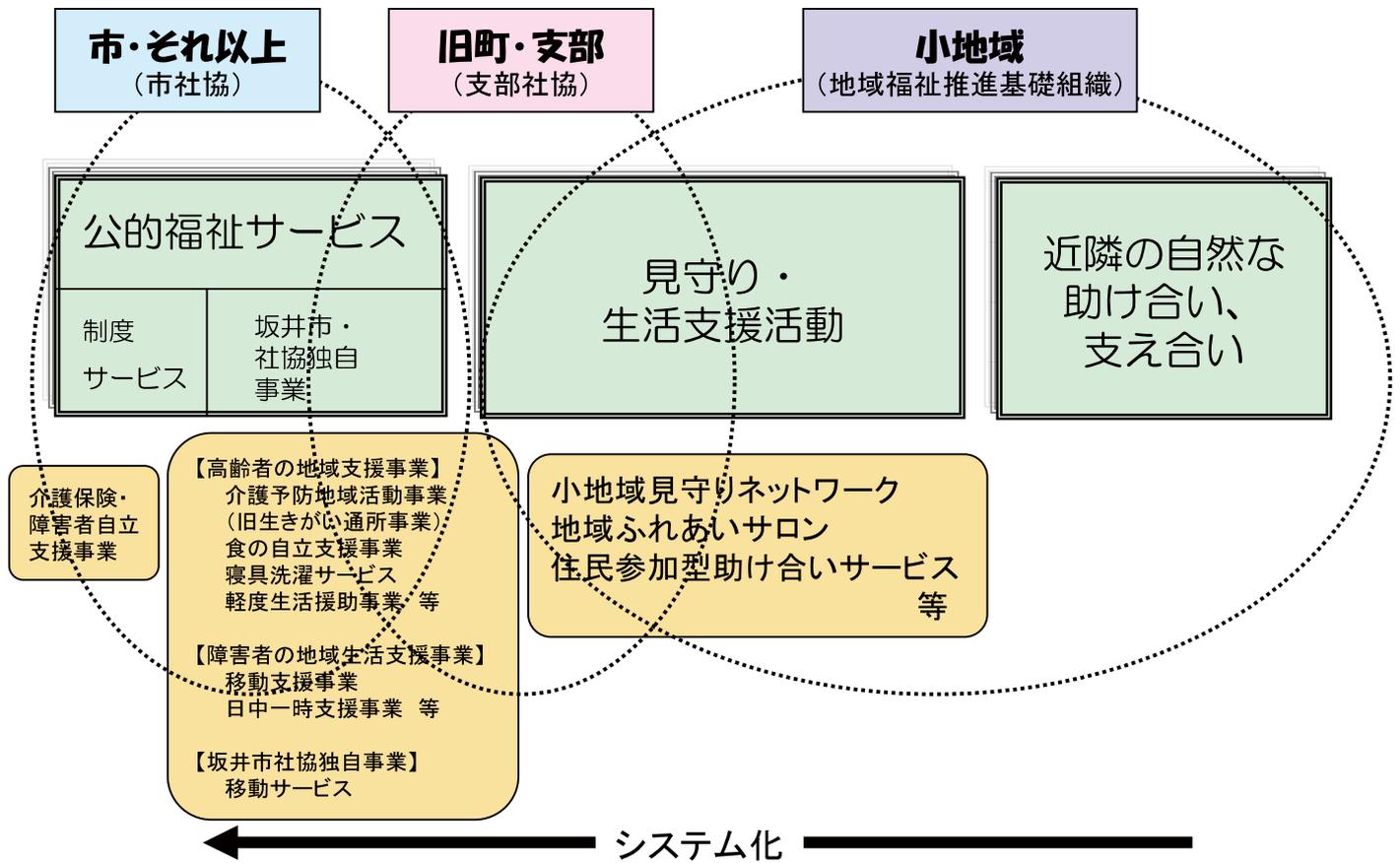
具体的には、「ニーズに応じた生活支援活動」として、あらかじめ援助が必要な人を選び、チームを作った上で、ゴミ出しや電球の取替え、買い物の手伝いといった生活援助や、外出支援、友愛訪問など日常的で比較的軽微なサービス・援助、さらには、緊急時対応を行うものです。必要に応じて、専門職と協力して援助を行います。

これらの活動を行うには、地区に何らかの「住民参加型の助け合いサービス」【※9】があることが望ましいです。これらのことから、この活動には、市社協事務局や専門職が加わり、モデル地区として取り組む方法が考えられます。

※9「資料編」P74に事業説明あり。

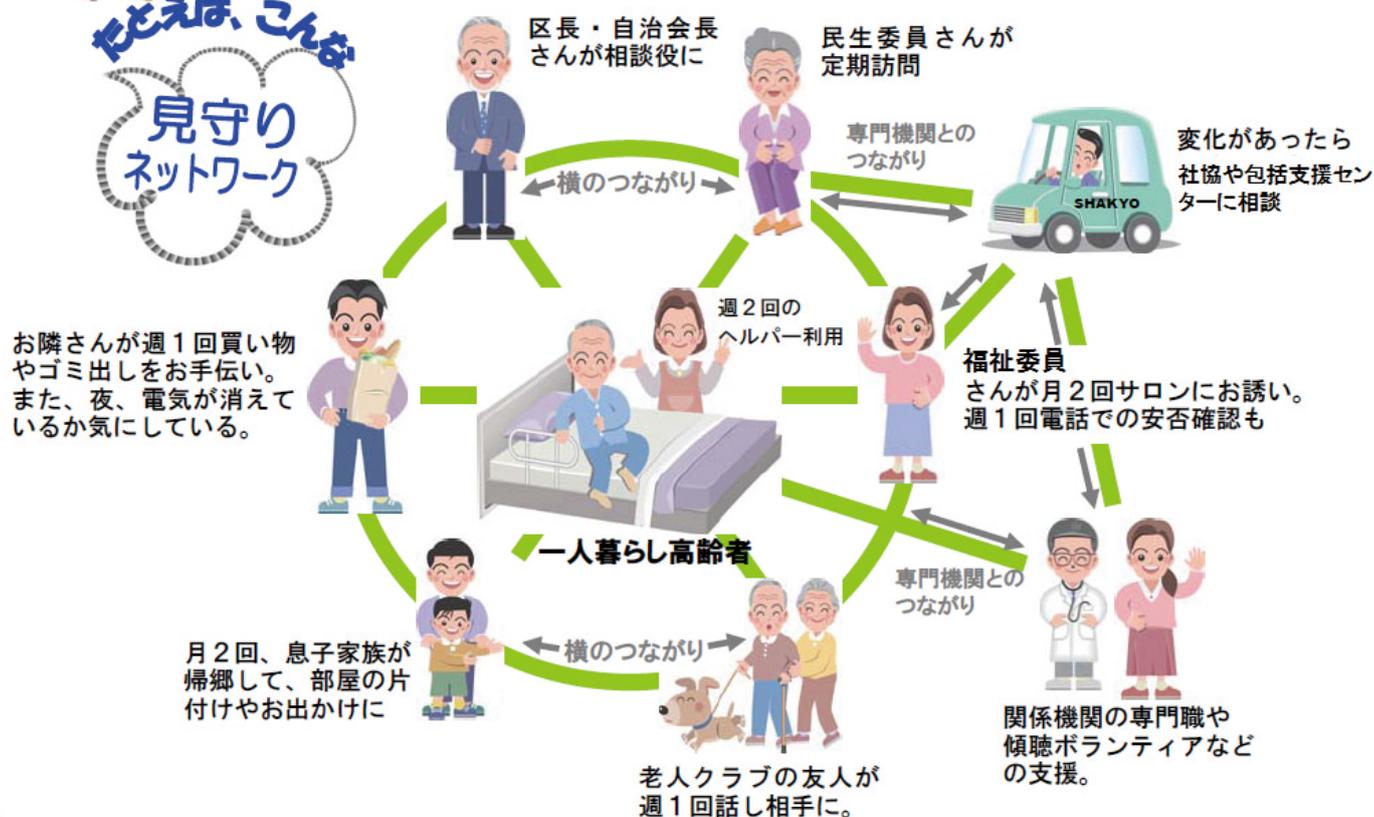
活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
生活支援活動の推進	生活支援活動のメニュー化（提案）や、小地域福祉活動に取り組む関係者や活動者同士のつながりづくりなど、住民が活動に取り組むために必要な支援を行います。			→		
	町単位で取り組む方が効果的な生活支援活動については支部社協活動として取り組む話し合いを行います。	→				

## 【イメージ図】 坂井市社協の生活支援活動



将来は、「住民による見守り・支え合いのしくみ」と、専門職による公的サービスが組み合わさって、『いつまでも地域で安心して暮らせる仕組み』としての見守りネットワークが実現するように、取り組みを進めていきます。

## いつまでも地域で安心して暮らせる仕組みづくり



#### 推進目標4

#### 住民活動を支える社協活動の強化

坂井市社協には、地域福祉の推進を図る部門と、要介護高齢者や障がい者等へのサービスを提供する部門、判断能力の不十分な要援護者等の権利を守りながら、日常生活の自立を支援する部門があります。それぞれの部門には資格を持った職員が、専門職として働いています。

推進目標1から3で述べてきたように、地域住民が福祉に関心を持って、主体的に福祉活動に取り組めるようになるためにも、坂井市社協は、その専門的役割を果たし、住民活動を支援していきます。

そのため、坂井市社協で取り組む事業の質を上げ、必要な事業に柔軟に取り組める力を持ち、住民により利用しやすく見えるものにできるよう、組織の基盤を強化します。

また、社協だけでなく、高齢者の地域包括支援センターや障がい者の相談支援事業所をはじめ、各専門相談窓口や事業所といった関係機関の専門職と、情報共有と支援に積極的に取り組んでいけるよう、関係機関による顔の見える関係づくりをすすめます。

## 4-1 相談支援の体制の充実

専門機関による相談窓口は多く設置されていますが、そのほとんどは、分野別、専門別になっています。どこに相談していいのかわからない人や複数の生活課題を抱えている人にとっては、どの相談窓口へ行っても受け止めてくれて、必要な専門機関につながり、各専門機関同士が協議し、連携を取り合い、支援してくれるしくみがあれば、より簡単に適切なサービスを利用することができるようになります。

そこで、坂井市社協は、支部の単位で相談の窓口を設け、問題を抱えた方本人や、「小地域見守りネットワーク」から、気軽に困りごとを持ち込めるよう、相談の受け皿としての機能をしっかり位置づけていきます。また、相談を待つだけでなく、困りごとを素早く見つける「小地域見守りネットワーク活動」と専門機関が日常的に連携しながら、問題解決のための「ケース会議」の場をつくります。

社協だけでなく、公的な窓口となる相談の関係機関同士が分野を超えて連携しあい、地域住民との協働を意識しながら、相談支援体制づくりをすすめます。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
社協相談窓口の充実	心配ごと相談、無料法律相談【※10】に加えて、支部の窓口でいつでも相談にのれる体制を整え、専門相談機関としての相談支援機能を充実させます。					
相談関係機関との連携強化	相談関係機関が集まる「総合相談ネットワーク会議」を実施し、①事例の振り返り、②当該機関で解決できない相談の、適切な機関へのつなぎ、③関係機関の情報共有、を行います。					
個別支援のケース会議の実施	地域からつなげられた個別の問題に対し、住民と関係機関の連携で「ケース会議」を行い、支援につなげます。					

※10「資料編」P74に事業説明あり。

## 4-2 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

社協は、必要な場合には事業者として福祉サービスを提供する役割も求められています。

事業体として、介護保険法や障害者自立支援法に基づく事業展開のほか、市からの受託事業、社協の独自事業などを法令や契約に基づき、運営しています。これは、住民の福祉ニーズに基づくサービスに先駆的かつ柔軟に取り組むことや、他の事業者が取り組みにくい困難ケースに積極的に取り組むこと、地域にあるサービス全体の質を高めること、といった社協が在宅福祉サービスの取り組み今日的意義によるものです。

「第1次社協発展・強化計画」の中で、制度に基づくサービスや、受託や独自で行う福祉サービスについて、在宅福祉サービスの経営管理体制を確立し、適正なサービス提供を行うことを目標に掲げて推進しているため、本計画では、再度検討することはしませんでした。

住民が取り組むには負担の大きい、また継続的、安定的に行う必要がある活動については、住民の生活ニーズに基づき、制度化、システム化を図りながら、具体的に坂井市社協サービスとして取り組み、その人らしい生活が実現できるような地域を目指します。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
公的福祉サービスの 取り組み強化  【※11】	市社協で取り組む公的福祉サービスの 実施内容を見直し、質の高いサービスの 提供に取り組みます。 (移動サービス 等)					
当事者活動の支援の 充実	市社協は関係機関との連携強化を図り ながら、当事者活動の支援に取り組みま す。(障がい者支援、家族介護者支援 等)					

※11「資料編」P76に事業説明あり。

## 4-3 新たな課題への取り組み

公的サービスとしての福祉、保健、医療のサービスがなければ、生活の安全、安心のしくみとしてのセーフティネットは機能されません。しかし、制度では支援が難しい人の問題解決にも柔軟に取り組む姿勢は必要です。

制度の狭間にある問題に、行政制度に受け皿がないことを理由として、地域における住民活動での助け合いに過剰な責任を押し付けるのではなく、関係機関の連携で、現行の制度を柔軟に運用した対応や、新たな独自のサービスの開発、さらにはそれらの組み合わせによる対応など、新たな課題に対しての解決方策を検討し、対応の方向性を示すことができる仕組みづくりに取り組みます。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
新たな課題に対しての解決方策の検討	関係機関の連携による対応、住民福祉活動の助け合いでの対応、独自のサービスの開発など、課題解決のためにさまざまな働きかけを行います。					
		→				

#### 4-4 地域福祉権利擁護の体制づくり

社会福祉法では、個人の尊厳を保持し、「契約」によって利用者自らが福祉サービスを選び、利用することを目指しています。こうした考え方を実現するには、地域の福祉サービスの情報提供、利用決定などへの援助や、利用料の支払いなどの日常的な金銭管理が必要になり、これら権利擁護のための取り組みが、社協には求められています。

坂井市社協では、現在「福祉サービス利用援助事業」として判断能力の低下した人の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理を行っています。こうした具体的支援だけでなく、地域住民みなさんが住民福祉活動に取り組む基本の考え方として、「地域に住むすべての人が、人として生きていく上で必要な権利を守り、守られる存在である」ということを啓発していくことが必要です。

また、問題を抱える人も地域の一員として権利を主張でき、その人が持っている力を活かすことができるようにするための支援の取り組みを強化します。

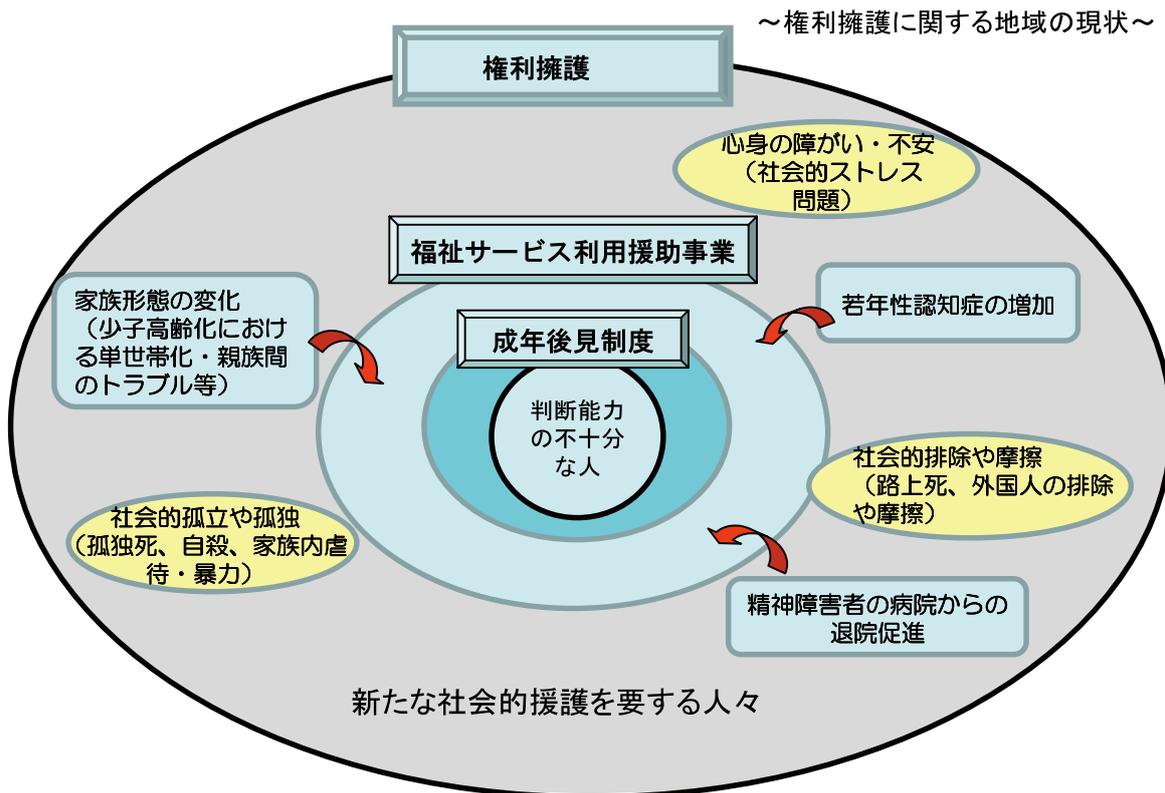
特に、成年後見制度は、全国的に認知度が低く、必要な人が利用できていない現状にあります。必要な人が支援につながるように、広く制度を地域に浸透させ、地域の理解者、協力者を増やすとともに、坂井市社協としても成年後見制度を支えるために法人としての後見について、検討を行っていきます。

また、障害者自立支援法の改正により、障がいのある人が身近な所で相談支援を受けられる体制づくりが求められており、相談支援事業者としての体制整備にも取り組みます。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
権利擁護の普及啓発	小地域福祉活動の場や、福祉関係者の集まる場において、権利を守ることについての学びや、広報啓発を行います。 ※「地域の福祉人づくりの体系化と福祉講座の開催」参照【再掲】		→			
法人後見検討委員会の設置	成年後見制度を支える法人後見について、検討委員会を設置し、実施の検討を行います。		→			
社会的援護を要する人々に対する具体的支援策の強化	既存事業を見直し、充実を図ります。（福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業・生活たすけあい事業）【※12】		→			
障がい者「指定特定相談事業者」の設置	障がい者訪問介護事業所において、計画策定ができる体制整備を行い、「特定相談支援事業者」としての指定を受け、支援を行います。		→			

※12「資料編」P80に事業説明あり。

### 【イメージ図】 権利を守るということ



## 4-5 安心安全のための活動の推進

市防災計画において、災害ボランティアセンターの設置が坂井市社協に求められています。今般の東日本大震災を受け、災害に備えた基盤整備の必要性が急速に高まりました。

災害時の社協及び災害ボランティアセンターの役割について整理し、行政、関係機関等と連携しながら、市民に期待される役割を果たすことができる体制づくりを行います。

活動事業（5年間の取り組み）		年次計画				
		H24	H25	H26	H27	H28
災害に備えた坂井市社協の支援体制づくり	社協の災害時福祉救援体制の計画策定や、社協相互協定による全国の社協同士の救援体制強化、市災害時要援護者支援制度に基づく地域の要援護者支援のあり方の検討を行います。					
災害ボランティアセンターの体制づくり	災害ボランティアセンターのあり方を検討し、災害時に必要な人材育成、各地区での防災訓練の場を利用し、災害ボランティアセンターの役割周知を行います。					

# 第3章

## 4支部住民福祉活動計画



## 第3章 4支部住民福祉活動計画

### 3-1 支部住民福祉活動計画とは

支部社協設置準備委員会で、各支部 15～16 名の委員が、これからの坂井市、そして自分たちの町の未来を考え話し合った結果生まれたものです。

合併にともなう総合的、効率的な事業の推進だけでなく、それぞれの町の成り立ち（歴史的な経緯や住民性、社会資源の有無など）を大切にして、生活しているうえで感じる課題の解決や、将来への願いや想いの実現のために策定しました。

計画策定にあたった委員を中心に、地域住民の皆さんのご協力のもと、さまざまな組織や団体、個人がつながって、できるところから具体的に進めていきます。

それぞれの地域の特徴を活かしながら、地域にあった「福祉のまちづくり」をすすめていきます。

なお、4 支部に共通する課題や市全体で取り組むべき課題については、第 2 章の「市地域福祉推進計画」として坂井市全域の地域福祉活動の推進の方法を述べています。

### 支部社協設置準備委員会で出された意見

- 私たち委員に何が出来るのか、意識を持って、戦略と戦術を練っていきたい。
- まだ、一般の人たちには、社協の存在が知られていない。公民館単位や集落で社協を知ってもらう仕掛けが必要。どんな仕掛けを作るか計画していきたい。
- みんなが、自分の町のことや地域のことを知っていくことから進めていってはどうだろうか。
- 「合併してよかった！」と思えるように、坂井市として、基本理念、方針、同じしくみを作ることが大切。その上で、地域ごとに異なる福祉課題に応じた活動、取り組みを行っていく必要がある。
- 地域にあわせた住民福祉活動を推進する。身近な活動は、合併しても変わらない。
- 地域に根ざした福祉活動は、地域住民が中心である。
- 地域の福祉活動は、やりたいことだけをやるのではなく、地域の福祉ニーズに基づかないといけない。そのためには、地域懇談会、計画作成をみんなでやり、地域の課題、目標をあわせる。そうすれば、地域の他の支援者たちとも協力、協働できるのではないかな。

## 支部社協設置準備委員会で出された意見

### 共通検討課題① 小地域見守りネットワークについて

- ・地域で支え合う仕組みづくり、地域社会全体での見守り活動が必要でないか。
- ・サロン等が行事として目的化してしまい、何のためにするのかという目的が薄れてしまっているのではないか。
- ・福祉委員は、小地域の見守り活動をすすめるうえで重要な役割。しかし、委嘱した福祉委員への働きかけや見守りの仕組みが十分に働いておらず、民生委員活動との連携も不十分ではないか。

### 共通検討課題② ボランティア・市民活動センターについて

- ・ボランティア活動をしていて、他団体の活動内容を知らない。いろんな人がやっているボランティア活動を知り、学び合いたい。
- ・ボランティア同士が繋がる場、情報収集、学習の場がほしい。
- ・地域のボランティア力、地域力を高める活動自体もボランティアが担っていったらどうか。ボランティア活動を活性化する企画をしたい。
- ・ボランティア自身がやりたいことをするだけでなく、ニーズに基づいた活動にしたい。どんなボランティアが求められているか知りたい。
- ・認知度が低い NPO 等が地域の信頼を得るための支援をしてほしい。
- ・福祉団体やボランティア団体の悩みや課題を相談できる場がほしい。

### 共通検討課題③ 福祉サービス、生活支援活動について

- ・高齢者「給食サービス」は、旧町のやり方のままでいいのか。また民間サービスでもできるのではないか。現に喜ばれている民間団体がある。そのような地域の力を活かしてはどうか。
- ・市の福祉サービス、利用状況がわからない。困っている人がいるのではないか。

### 共通検討課題④ 総合相談支援について

- ・認知症高齢者の実態が、民生委員であっても把握できなくなっている。個人情報保護法のこともあり、福祉情報の把握は、誰がどこまでするのか、できるのかわからない。
- ・高齢者等の雪下ろし支援制度など市の福祉サービスの情報が、必要な人に届いていないのではないか。
- ・悩みごとをどこに相談していいかわからない。市の相談体制、仕組みがわからない。総合的な窓口がほしい。
- ・引きこもりの人の相談を受けたことがあるが、どこにつなげたらいいいかわからない。
- ・判断能力が低下した人たちを守る仕組みがわからず、心配である。

### 3-1 支部住民福祉活動計画とは

住民福祉活動計画を推進する組織の一つとして、旧町単位に、平成 24 年 4 月から、「支部社会福祉協議会（支部社協）」を設置することになりました。

設置の主な理由と、その求められる機能は、以下のとおりです。

#### ① それぞれの地域性を尊重した住民の取り組みを創出

身近な生活エリア（町）での課題を話し合い、住民自身が望む理想的な福祉のまちづくりを実現するためには、できるところから取り組みを進めるための計画づくりとそれを推進していく組織が必要となります。

特に、住民誰もが参加できる「地域福祉推進基礎組織づくり」を支援したり、設置された基礎組織を支援する役割や住民福祉活動を把握、支援、育成する役割が求められます。

#### ② 多様な活動主体の組織化

合併後、個々ばらばらに活動していたさまざまな組織・団体が、身近な単位でつながり、お互いの活動や課題を知り、地域福祉を進める仲間としての連帯を強める必要があります。

支部単位で、福祉関係者や当事者、ボランティアなどがつながりを強めていくことが期待されています。

#### ③ 公民協働の組織へ

計画づくりや取り組みを通して、公（制度＝行政や専門職）と民（地域、ボランティア、当事者）がそれぞれの持ち味を生かして連携・協働できる仕組みが必要となります。

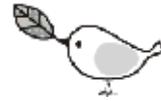
そのためには、地域の課題を持ち込み、協議する場、課題解決を図る場としての役割が期待されます。

#### ④ 市社協とより小地域の住民組織（住民）をつなげる機能も

これからの住民活動の基本は、より身近な小地域になります。その際に、市社協と住民をつなげる役割も期待されます。



# みくに支部 住民福祉活動計画



## 具体的な取り組み内容

### 1 現在ある22地区ふくしの会を継続し、充実させていく

#### (1) 地区ふくしの会の支援を行う

- 引継ぎセットを作成し、スムーズな引継ぎができるように支援する。
- 見守り活動を徹底するために、活動の必要性や意義を活字化し、地区で共有する。
- 福祉委員代表委員会や福祉委員全体の勉強会を通し、情報の共有化、学びあう機会を作る。
- 日赤奉仕団や婦人福祉協議会、民児協、老人クラブ等他の福祉団体と協働で学びあう。
- 地区ふくしの会連絡会を定期的に開催する。会長、福祉委員代表委員で構成してはどうか。
- 規約のない地区に対し、ヒナ型を作って提示し、それを基に作成してもらう。

#### (2) 見守り活動の方法を充実させていく

##### ① いきいきサロンの充実

- サロン応援者、支援者を作っていく。サロンが活発になれば、ボランティアも増えてくる。
- サロンでの見守り活動の意義を再確認し、福祉委員、民生委員児童委員、他のスタッフで共有する。

##### ② 福祉マップづくりの徹底、充実

- 年度初めの代表委員会で必ず実施することを確認する。次の人への引継ぎをきちんとする。
- 第一歩として、まず手を挙げた人（災害時要援護者）の見守りについて話し合う。各地域にある自主防災組織と連携していく。
- 福祉マップ、支え合いマップ、災害福祉マップ等を見守り活動のツールとして理解し、地区にあったものに取り組んでいく。

##### ③ 新たな見守り方法の検討

- 個人情報保護のことやアパートに住む人の支援など、今の時代にあった見守りの方法を検討していく。

#### (3) 地区ふくしの会自らが、強化を図る

##### ① 地区ふくしの会の総会を必ず開催する。

##### ② 地区ふくしの会の構成メンバーを再考する。

- 統一はしない。地域に合わせる。
- 例えば、婦人会、壮年会のような地区の団体や福祉団体、当事者組織などの参加やつながりを考え、構成メンバーに加える。
- 例えば、活動内容によって、協力団体に声をかける。
- 柔軟に対応できるような規約の見直しも必要。

地区ふくしの会の強化

## スローガン

やさしさと きびしさと あたたかさで  
みんなが 安心して住めるまちづくり

### 具体的な取り組み内容

#### 2 地域資源の発掘とつながりづくりを行い、ボランティア活動の充実を図る

##### (1) 支部ボランティア連絡会の充実を図る

- 定期的を開催する。(2ヶ月に1回は集まる)
- 目的をはっきりさせる。(考えられる課題、目標となる課題の提案、社協からの協力要請、団体同士のつながり作りなど)
- 新しい団体へ連絡会参加の積極的な呼びかけ、案内を行う。
- 社協に出入りしやすいよう、ボランティアの部屋を充実させる。
- 各団体のニーズ(困りごと)を調査し、連絡会で共有できるようにする。

##### (2) ボランティア活動メニューの作成を行う

- ボランティアの募集活動内容や時期、場所を提示する。
- ボランティアしたい人、してほしい人の情報、ボランティア団体の紹介を、社協広報やホームページを利用し、広く市民に知らせる。
- 三国だけのボランティア情報誌(ガリ版)を作成し、定期的に情報を発信していく。(素早い情報)
- 登録のメリットを広く知らせる。(会場使用料減免や備品無料貸出など)
- 地域のニーズ(困りごと)を調査し、活動メニューを作成する。

##### (3) 資金面の援助を行う

- 共同募金の申請に必要な会則や資料づくりの支援を社協が行いながら、団体を育てる。
- 草の根活動や設立当初など、団体活動が軌道にのるまでは、社協への2次配分財源を利用し支援する。
- 必要な財源は社協で確保できるように、団体の運営状況について聞きとりを行う。

##### (4) 災害ボランティアの基盤整備を行う

- 研修や勉強会を実施し、災害ボランティアを育成する。
- 防災についての基盤整備(備品購入や整備)を検討する。
- すでに防災について取り組んでいる、区長会とのつながりをつくる。

みくにボランティア団体(連絡会)の強化



# まるおか支部 住民福祉活動計画



## 具体的な取り組み内容

人づくり

### 1 福祉に関わる人、やりたい人が集まれる場、機会づくりを地区で取り組もう。それが地区社協ということ。

#### (1) いろいろな人が参加できる雰囲気づくり

- 決まった福祉団体だけでなく、個人（ボランティア）でも参加できるようなしくみをつくる。
- 「地域ぐるみの福祉教育」のような具体的な事業メニューを利用し、広げていく。

#### (2) 地区のリーダーづくり

- 地域の役を終えた人が参加できるようなしくみをつくる。
- 現役世代の役職の人や組織をいかに巻き込むか考える。

#### (3) 地域のことをみんなで考えたり、話し合ったりする機会づくり

- 地区カルテづくり、小地域福祉活動計画づくり、住民座談会の開催など。

#### (4) 情報を集約するための地区担当制（社協職員）

- 関係者をつなげる福祉の人財バンク機能を果たす。

非常時の対応  
平時の取り組みあつての

### 1 災害時要援護者支援のことを平常時に考えておくように、地区で「災害福祉マップ」に取り組んで、関係者に働きかけていこう。

#### (1) マップを活きたものにするための区、集落の実情に合せた取り組みの推進

- 災害時要援護者の方に知らせるしくみをつくる。
- 自主防災組織の立ち上げや一次避難所の選定の協力を行う。
- 対象者を避難させるための話し合いや避難訓練の協力を行う。

#### (2) 市の防災計画に則った防災・減災の体制づくりへの協力

- 防災講習会への参加を促したり、勉強会を開く。
- 災害時に支援が必要な方を知り、日頃から状態を知っておく。
- 制度の理解が不十分などの理由で登録されていない方の把握と登録への働きかけを行う。
- 広域避難場所で弱者対応への協力を行う。
- 公的支援が入るまで(初動期)のライフラインの確保、炊き出しや救急処置の協力を行う。

### 2 新たな絆づくり・人づくりに取り組もう。

#### (1) 子どもやひとり親家庭の支援

- 放課後の鍵っ子児童の把握と安否確認に取り組もう。

## スローガン

広げよう地域に根ざした思いやり  
～一人も見逃さない絆づくり～

## 基本方針

地域にあるつながりを生かし、また新たなつながりを得ながらネットワークを築き、地域のきずなづくりに取り組みます。

## 具体的な取り組み内容

### 元気高齢者づくり

#### 1 地域の元気な高齢者に、もっとボランティア活動に参加してもらおう。(新たな人づくり)

##### (1) 区・集落単位のつながりづくり、リーダーづくり

- 区内にあるたくさんのグループに、福祉的要素(目的)を提案してつないでいく。仕掛けは、区長と民生委員児童委員、福祉委員。

##### (2) 地区ボランティア、老人会への地区社協参加呼びかけ

##### (3) 年代・性別に合わせたボランティアづくり

#### 2 地域活動に参加できない高齢者を元気にしていく取り組みをしよう。

##### (1) 民生委員児童委員と福祉委員がまめに足を運ぶ働きかけ

### 地域の見守り

#### 1 見守りネットワークの強化と再構築を進めよう。

##### (1) 地区の福祉委員の役割の確立とつながりづくり

- 役割をしっかりと示したうえで、2年任期の継続を区長へ働きかける。
- 福祉委員のリーダー育成や委員会活動をする。(横のつながり)
- 新旧委員の引継ぎの場を定着させる。(縦のつながり)
- マップの引継ぎ・更新を定着させる。(縦のつながり)

##### (2) 民生委員児童委員と福祉委員の連携促進

- 福祉連絡会議を定例化する。

##### (3) まちづくり協議会に「福祉」を入れていこう

- みんなでまち協を盛り上げていこう。参加して、連携を図っていく。

#### 2 地域で見守りをしてくれる人を増やそう。

##### (1) 推進母体を定めた見守り

- 区長・ボランティア・防犯隊・児童見守り隊等を福祉関係者とし、推進母体を定める。(個人情報保護法を順守)
- 本人の承諾を得ながら、目的(事業)に応じて協力体制がとりやすいようにする。



# はるえ支部 住民福祉活動計画



スローガン

思いやり 広がる地域に 幸せの輪

## 具体的な取り組み内容

知のサロン場へ

### 1 地域の活動を知り合える場(機会)を作っていこう

#### (1) 小地域での福祉活動の啓発

- 福祉に関わりない人も参加できる楽しいイベントで、身近なボランティア活動などを紹介して、福祉の世界へ引き込んでいこう。

#### (2) 子どもも含めた地域ぐるみの福祉教育

### 2 知り合える場としての拠点づくりを考えよう

#### (1) 拠点（ハード面）に関する問題意識を高めよう

#### (2) サロン活動を拠点（ソフト面）にしていこう

- ① 近場で楽しみが持てるサロンの開催など、住民が集まる場をつくっていこう。
- ② サロンの課題を出し合い、取り組みやすい、自由な発想のサロンにしていこう。
- ③ 全集落で進めていこう。
- ④ サロン以外にも、地域で取り組める活動メニューを提示していこう。

意識へ  
住民活動への

### 1 住民の中にリーダーを育成しながら、人づくりに取り組もう

#### (1) ボランティア活動、住民福祉活動の意味、目的を大事にしよう

#### (2) リーダーを育てて地域の力をつけよう

#### (3) 福祉の人づくりを支部ごとに進めよう、活動の場を提供しよう

- ① ボランティアセンターの役割を明確にし、活性化させる。
- ② ボランティア、福祉活動のための情報提供、具体的活動のアドバイスや関係機関とのつなぎ等、住民活動を支援できる体制を作る。
- ③ 住民福祉活動を支援できるように、職員の専門性を高める。

## 具体的な取り組み内容

### 1 地域の実態・ニーズをつかんでいこう

- (1) 地域のニーズを『つなげる』方法の啓発
- (2) 地域の情報の共有化

### 2 福祉マップや災害時要援護者支援制度を活用した見守りで、つながりを作っていこう

- (1) 災害時に支え合える・つながり合えるための福祉マップへ
  - ① 手上げ方式の災害要援護者支援制度を活用することで、本人の同意を得た見守りにつなげる。
  - ② マップ作成後の活用を考えた上で、取り組む。
  - ③ 困っている人本人からも、近隣の関係づくりを求めていけるようにする。
  - ④ まち協や区長会、自主防災組織等の組織と連携を図り、地域の実情を考えながら進めていく。
- (2) 災害時要援護者支援制度の有効性の向上へ（集落ごとの取り組み）
  - ① 地域支援者の登録を、班長や区の役員から、個人的つながりの持てる人に切り替えていくことで、近隣住民の意識を高める。
  - ② 新規の登録者を開拓するだけでなく、既に登録した人の支援者等の確認を行っていく。

### 3 支援に必要な関係者のネットワークを作っていこう

- (1) 場面に合わせた地域のネットワークづくり
  - ① 要援護者ごとに、役割がある人だけではなく、身近なご近所さんや世話焼きさん、親しい友人等から情報を得られる横のつながりを作っていく。
  - ② 地域内にある団体同士で、それぞれの活動や解決のために出来ることをお互いに知り合う。
  - ③ 先進地区の事例を参考に、ネットワークづくりのためのメニューを考え、社協から地域住民に提案をする。
- (2) 「安心カード」を活用したつながりづくり
  - ① 民生委員の「安心カード」や「福祉関連のチラシ」を配布しながら、戸別訪問を行う。
- (3) 区長、民生委員児童委員、福祉委員のつながりの強化
  - ① 集落単位で、福祉の会を作って、三者が話し合う機会を増やす。地域の声を反映させる。
  - ② 社協から区長へ積極的な情報提供を行う。さまざまな福祉情報や行事のお知らせなど。集落で3者が深く話し合うきっかけとなる。

### 4 小さな単位で福祉の住民組織を作っていこう（「新たな隣組」づくり）

- ① まち協に積極的に参画し、「福祉」に取り組むまち協にしていく。
- ② 身近な集落で福祉のつながりを作る。連携を図る。
- ③ 最終的に、地域の取り組みの基本は、集落単位、班単位である。新たな隣組活動をすすめよう。

### 5 福祉委員の役割を理解し、あらゆる機会を通じて、地域にも啓発していこう

- 公民館単位の区長会で。連合区がある場合は、連合区長を通じて。区長に対して。
- 福祉教育を通じて。
- 集落に対して。



# さかい支部 住民福祉活動計画



## 具体的な取り組み内容

### 1 集落を基盤とした福祉の体制づくりに取り組みましょう

(1) 区長が安心して地区の旗振りができるよう支援体制をつくりましょう。

- すべてを区長に任せるのではなく、地区内での役割分担を明確にしましょう。
- 災害時の責任者となる区長を、災害福祉マップづくり等の情報交換を通してみんなで支えましょう。
- 地区の見守りネットワークを構築し、福祉委員や民生委員児童委員の存在と役割を知ってもらいましょう。

### 2 地域の見守り活動を充実させましょう

(1) 近所に住む“気にかかる人”を地域全体で見守りましょう。

- 民生委員児童委員や福祉委員だけでなく、隣近所での見守りの意識を持ちましょう。
- 普段からの地区での人脈を活用し、見守りの協力者を地区のなかに増やしましょう。

(2) 区長、民生委員児童委員、福祉委員など地域支援者のOBで連絡会（OB会）を実施しましょう。

(3) 緊急連絡カードを全世帯に配布しましょう。

- 地域の信頼できる人とカードを交換しましょう。

(4) ふくしマップづくりを手段に、地域の情報を共有しましょう。

- 区長、民生委員児童委員、福祉委員を中心にマップづくりを行い、互いの連携を深めましょう。
- まずは「助けて」と手を上げた人から把握しましょう。それと同時に、手を上げられない人への呼びかけを行いましょう。

(5) 福祉委員活動を周知し、活性化させましょう。

- 公民館エリアでの区長会に出席し、福祉委員活動を説明します。

### 3 地域の支え合い、助け合いのため、地域に関心をもつ人材を増やしましょう

(1) 新たな担い手をつくり、地域の助け合いの輪を広げましょう。

- 日常生活においてちょっと手を貸すことで、福祉のつながりは地域に浸透していきます。
- 当事者同士（一人暮らし高齢者同士など）のつながり、支え合いで、“共助”の仕組みをつくりましょう。
- まち協の活動を通して福祉の要素を広げましょう。
- 気の合う仲間同士が集まった趣味グループの人たちで福祉活動に参加してみましょう。

(2) 子どもをきっかけに地域のつながりを強化しましょう。

## スローガン

「かたいけの」「おかげさんで」

気づかう言葉がこだまする

ぬくもり感じる 坂井のまち

## 具体的な取り組み内容

つながりの場づくり

### 1 地域活動に取り組みやすい環境を整えましょう

- (1) 住民がより地域に参加することで、元気な地域を目指しましょう。
- 地域活動に参加することで、将来の自分に住みよい活発な地域を残しましょう。また、参加することで地区の活動を継続させるのも重要なことです。
  - “つながる”とは“知り合う”こと。地域に参加し、同じ地域に暮らす方と知り合う機会を持ちましょう。
  - 多くの人に参加できるように、福祉に限らず多様なメニューを用意しましょう。

### 2 地域のなかで人が集まる場を増やしましょう

- (1) 集落センターや畑などを拠点に、サロンや趣味の集まり、井戸端会議の場を持ちましょう。
- サロン活動を実施・充実させましょう。
  - 集まる場（サロンなど）を運営するお世話役（キーパーソン）を育てましょう。
  - 参加してこない人にも注意を向け、参加を促す工夫、安否を確認する工夫を行いましょう。

### 3 地域の各種団体や団体同士のきずなを強めましょう

- (1) 貴重な地域資源である各種団体の活動を拡充しましょう
- 会員の年齢層別に応じて働きかけるなど、会のなかの機能を工夫しましょう。
  - 自分たちの活動を地域へPR しましょう。
- (2) 団体同士の横のつながりをつくりましょう
- 別々に活動するだけでなく、互いに協力し合うことで活動がより充実し、地域にも参画しやすくなります。
  - 各団体それぞれが積極性を持ち、他の団体等と誘い合いながら地域に参加しましょう。
  - 地域の各団体と接点を持つ社協がお手伝いします。

## 第4章

# 坂井市社会福祉協議会が目指すもの



## 第4章 坂井市社会福祉協議会が目指すもの

坂井市社協は、平成18年4月に発足した、地域福祉の推進を目的とした非営利組織です。

### 4-1 坂井市社会福祉協議会の基本理念と基本目標

平成18年4月に4町の社協が合併し、坂井市社協が設立されましたが、合併協議に十分な時間がかけられなかったこともあり、新たな社協像をどうつくっていくのなかなか見いだせずにいました。

社会福祉法にうたわれた社協の崇高な使命を全うすべく、坂井市社協が歩むべき道を考えようと、平成21年から22年にかけて、内部計画として「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定しました。

そこで、坂井市社協の基本理念と、基本目標を定めました。私たち、坂井市社協役職員は、この基本理念を体現すべく日々の活動や事業に取り組んでいます。

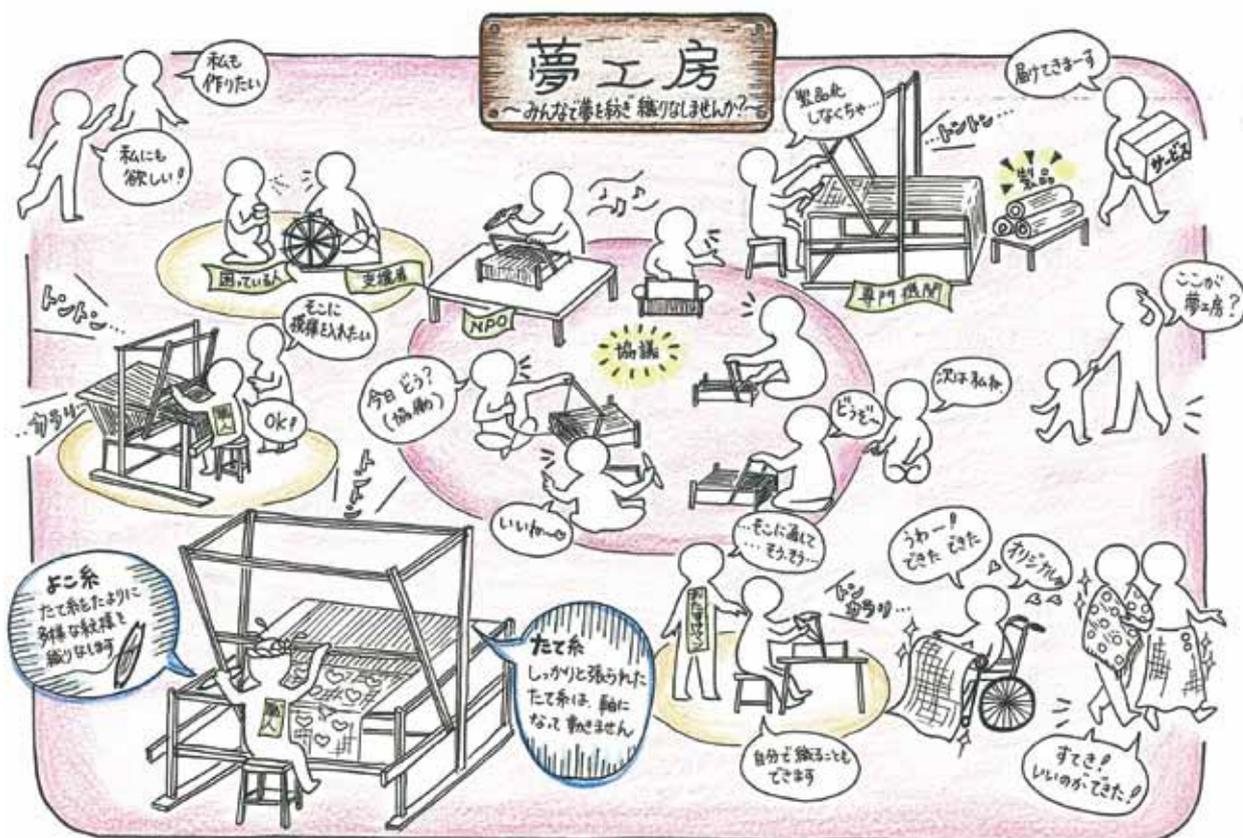
#### 【基本理念】

坂井市社協は、  
あなたと一緒にあなたらしい幸せづくりを目指します

本会は、常に一人ひとりの生活や生き方(価値観)を大切にします。そして、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、具体的な支援を行いながら、住民と共に地域の課題解決に取り組みます。多様な市民の参加を得て、お互い様の気持ちで支え合える「福祉でまちづくり」を目指します。

#### 【基本目標】

- 1 住民と共に、社協組織の基盤を強化します
- 2 地域の福祉力を高めるために、福祉でまちづくりをすすめます
- 3 一人ひとりのニーズを解決するために、ソーシャルワークの専門性を持って取り組みます
- 4 地域でその人らしく暮らし続けられるように、生活支援サービスの充実を図ります



## 4-2 「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画の進捗状況

「第1次坂井市社会福祉協議会発展・強化計画」は、平成22年度からの2ヶ年計画として策定しました。その理由として、市社協内部計画として早急に、基本理念や基本目標を定めることと、組織、事業、財政等における現状と課題を明らかにし、具体的な推進方法を明確にする必要があったからです。

そこで計画に基づき、「地域福祉活動計画」に着手するとともに、職員の業務量調査や事務事業調査に基づく「業務改善計画書」及び「人材育成基本計画」の作成を行いました。また、現在「財政健全化計画」の作成に取り組んでいます。

また、社協が提供する地域福祉サービスの向上を図るため、検討すべき課題ごとに職員で構成する「課題解決検討委員会」を設置し、より良いサービスの提供に努めています。

本来ならば、平成24年度からの計画を策定する時期ではありますが、平成23年度に社協役職員で、進捗状況を確認し評価を行うことで、これらの取り組みを当面継続し、確立させていくことにしました。

# 資料編



# 第1章関係

## ① 計画づくりの経緯

### (1) 支部住民福祉活動計画 「支部社協設置準備委員会」

住民が主体的に取り組める計画を策定するために、各町で活動されているボランティア、NPO、当事者団体、区長会、民生委員児童委員、福祉委員、社会福祉団体、まちづくり協議会、公民館長、社協理事・評議員など各支部 15～16名の委員で構成する会を旧4町（支部）に設置しました。

### (2) 市地域福祉推進計画 「地域福祉活動計画策定委員会」

支部の準備委員会で明らかになった共通の課題の検討、審議を行うために、支部社協設置準備委員会委員長、社会福祉団体代表者、ボランティア・NPO関係者、学識経験者、市行政、市社協理事（地域福祉部会）22名により策定委員会を設置しました。



### (3) 関連会議等

#### ① 地域部会

社協理事で構成される「地域福祉部会」を開催し、お互いが助け合える住民主体の小地域福祉活動（支部社協設置準備委員会）をどのような形で創っていくか、そしてそれらの話し合いを基に、地域福祉活動計画を策定していくことを協議しました。その後、進捗状況の確認や活動計画策定及び策定委員会の設置について協議をしました。



#### ② 地域福祉部会・支部社協設置準備委員会連絡会

支部社協設置準備委員会正副委員長と地域福祉部会委員とで、各支部の進捗状況の確認と情報交換を行いました。

その後、平成22年度の振り返りと、4支部共通課題の確認を行い、共通課題を計画の柱とした、市全体の活動計画策定及び策定委員会の設置について説明を行いました。



### ③ 支部社協設置準備委員会正副委員長と地域福祉部会委員研修会

#### (ア) 地域福祉研修会

支部社協設置準備委員会正副委員長と地域福祉部会委員対象に、『支え合う地域福祉を推進するために、今』（講師：鈴鹿医療科学大学 蒔田勝義准教授）というテーマで研修会を行いました。先生の話をつきながら、坂井市の小地域福祉活動を進めていくために、「地域福祉活動計画」策定と「支部社協設置準備委員会」に取り組むことを確認しました。



#### (イ) 先進地視察研修

支部社協設置準備委員会正副委員長と地域福祉部会委員が、地区社協や支部社協の先進地の取り組みを学ぶために、福井市社協と福井市岡保地区社協の視察研修を行いました。



#### 先進地視察研修の感想

- 福井市社協の地区社協は昭和38年から少しずつ積み上げていったものが実を結んでいた。坂井市社協もこのようなことを念頭に確実に一歩ずつ活動に励んでいきたい。また、(坂井市独自のものとして)まち協との連携を考え、まち協の組織や行事にも協力していく必要があるのではないか。その地区の組織・団体を集約して、住民による住民のための組織を作り上げていく必要があると感じた。
- 福井市のような地区社協設置は一足飛びに達成できるものではない。住民にも職員にも「自分たちの地域は自分たちで」という熱い思いを感じた。坂井市もその思いを強めるために、つながりを持つことが必要ではないか。また視察先で目についたのが、住民のワークショップに中学生が参画していることだ。次世代の福祉の担い手を育てるためにも、若年層の参画の場が大変重要だと感じた。
- 私たちは、中間の単位(支部準備委員会)からのスタートとなる。そこを活かして迅速な立ち上げをしていきたい。

#### ④ 市社協ボランティア・市民活動センター座談会及びアンケート

計画策定にあたって、市社協ボランティア・市民活動センターに登録している方々の意見を伺うため、分野ごとと運営協議会で座談会を7回開催し、参加できない方にはアンケートを実施しました。



#### ⑤ 事務局通信「夢工房だより」の発行



\*\*\*\*\*

### 夢工房だより Vol. 1

\*\*\*\*\*

早いもので、8月に地域福祉部会、支部社協設置準備委員会が立ち上がり、5ヶ月が過ぎました。その間、委員のみなさまには、熱心な討論本当にありがとうございました。大変遅くなりましたが、これまでのご報告とこれからの予定について、お知らせします。なお、今年も残り少なくなりましたが、一年間大変お世話になりました。風邪などひかれないようにご自愛くださいまして、また、来年からの各委員会へのご協力をよろしくお願ひします。

#### ★学びました★

#### 経過報告 (H22.8月～12月)

◎支部社協設置研修会 8/27

【文え合う地域福祉を推進するために、今】 鈴鹿医療科学大学 梅田勝義准教授 梅田先生のお話を伺いながら、坂井市の小地域福祉活動を進めていくために、「地域福祉活動計画」策定と「支部社協設置準備委員会」に取り組みを確認し合いました。

#### ★話し合いました★

◎地域福祉部会 9/17・11/16

◎支部社協設置準備委員会

【みくに】9/29・10/26・11/22・12/21 【まるおか】9/28・11/11

【はるえ】9/28・11/5 【さかい】10/4・11/11

◎小地域住民福祉座談会 【三国町一の部】10/28・11/25・1/27(予定)

◎地域ぐるみ福祉教育推進委員会 【春江町東部地区】9/27・12/7・1/18(予定)

#### 地域福祉部会 進捗状況レポート

理事で構成された「地域福祉部会」では、お互いが助け合える住民主体の小地域福祉活動(支部社協設置準備委員会)をどのような形で創っていくか、そしてそれらの話し合いを基に、地域福祉活動計画を策定していくことを協議しました。

今後も、各支部社協設置準備委員会で話し合われた内容を部会に反映しながら、計画づくりに取り組んでいきます。

なお、12/9に理事の改選があり、部会も再編されました。



#### ★次回のあひら☆★

1/24(月) 於:丸岡露の郷

13:00～ 地域福祉部会

13:30～ 地域福祉部会・各支部社協設置準備委員会正副委員長連絡会

※当初予定より開催が遅れて申し訳ありません。改めて、正副委員長にはご案内します。

#### ～みくに支部～

- 住民の意見を聴きながら地域性を大事にする組織にしていきたい。
- 長年取り組んできた「地区ふくしの会」活動を活かしながら、住民活動をすすめていきたい。
- もっと三国町の福祉の現状・課題を知っていく必要がある。
- 身述な所で、「地区ふくしの会」ボランティア活動を支援してほしい。そのためには、支部社協が必要ではないか……という話し合いになっています。

#### ～まるおか支部～

- 市福祉保健総合計画を具体的に実現させるための、実行部隊となっていく。
- 委員各自に何が出来るのか、意欲をもって戦略、戦術を練ってほしい。
- 小地域の歴史や大きさの違いを大事にする。地域住民で、地域のニーズに合った目標を決め、1つずつ計画的に実施していくことが大切。
- 個別支援システムの構築が必要。
- 地区の住民活動を支援、育成する仕組みを作りたい。支部社協に求める具体的な取り組みについて意見が出されています。

#### 支部社協設置準備委員会 進捗状況レポート

#### ～はるえ支部～

- はるえ地区には、新興住宅が多く、同時に高齢化も進み地域の課題となっている。部会とは異なり、家を構えて永住する世帯が多いため、新たな村(地区)づくりが必要。
- まち協を始めとする住民活動を行っている関係機関との協議、連携が必要。その中で、社協が何をどう担えるかが課題。これらの意見を基に、公民館長会、まち協会長会、総合支所地域振興課との話し合いや、東部地区でのモデル事業を通しての話し合いから、方向性を探っています。

#### ～さかい支部～

- まち協の福祉部会には、区長、民生委員、福祉委員なども参加し、活動も活性化してきている。別組織を作るのではなく、活かしていく方がいいのではないかと、まだ認知度が低いNPOが、地域の信頼を得るための支援や地域の高齢者たまり場づくり運動の支援を社協にしてほしい。
- 民生委員や福祉委員だけでなく、個人情報保護法を超えた、地域社会全体で見守り支え合う仕組みづくりが必要。
- 各種団体の横のつながりの場が必要。身述で何でも言える社協であってほしい。坂井町らしきを出していきたい。

現在、「各支部社協設置準備委員会」で各町の意見をまとめ、それを基に「地域福祉部会」で市社協としてまとめる。そして、地域福祉活動計画として5ヵ年の実施計画にしていこう……という形で進んでいます。また、三国町と春江町で一部始まっていますが、より小さな単位での住民座談会を開催し、意見を支部社協設置準備委員会に反映させていきたいと考えています。

#### ふだんのくらしのしあわせづくり



## 委員会で出されたいろいろな意見

NPO 法人の理事長として、最後まで、地域で幸せに暮らし続けることをモットーとして在宅支援活動をしている。NPO はまだまだ認知度が低く、地域の信頼を得るための支援や住民活動の支援を社協にしてほしいと思う。

男性はサロンに来ないとよく聞くが、男は場所さえあればいい。特別なプログラム（メニュー）等があると逆効果。女性とは違うアプローチが必要でないか。

人権擁護員として活動する中で、老人虐待、成年後見制度に興味を持ち、勉強している。社協でやっている日常生活自立支援制度と併せて、成年後見制度の必要性を感じている。介護保険制度等と両輪でないといけないと思うが、未だ上手くいっていないと思う。

民生委員として、9年間、福祉委員とも連携をとり、ある一人暮らし高齢者の見守りを続けた。最終的には、施設入所となったが、関わる人全員でチームを組んで思いをひとつにして支援することの大事さを学んだ。本人の状態が悪くなり、土壇場でみんなの意見が合わなかった。支援会議等を行っていたら、もっと早く状態の変化にも気づけたと思う。ばらばらの訪問活動では支えきれないことを思い知った。個別の支援システムが必要だと思う。

## ② 計画づくりの経緯詳細

### 【市単位での会議等】

時期	会議等	内容
平成 22 年 8 月 27 日	第 1 回 研修会	地域福祉の講演会
9 月 17 日	第 1 回 地域福祉部会	準備委員会、計画づくりの検討
11 月 16 日	第 2 回 地域福祉部会	準備委員会の進捗状況確認
12 月 27 日	事務局通信「夢工房だより」の発行	進捗状況の報告
平成 23 年 1 月 24 日	第 3 回 地域福祉部会	準備委員会の進捗状況確認
	第 1 回 地域福祉部会・支部社協設置準備委員会連絡会	各支部進捗状況確認と情報交換
3 月 25 日	第 2 回 研修会	先進地視察
5 月 18 日	第 4 回 地域福祉部会	活動計画づくりの方針、策定委員会の設置の検討
6 月 3 日	第 2 回 地域福祉部会・支部社協設置準備委員会連絡会	22 年度まとめと 4 支部共通課題の確認
9 月 20 日	第 1 回 地域福祉活動計画策定委員会	前年度の取り組みの報告、策定概要
10 月 3 日～ 11 月 10 日	市社協ボランティア・市民活動センター座談会・アンケート	座談会を分野ごと 7 回開催、アンケート実施
10 月 24 日	第 2 回 地域福祉活動計画策定委員会	課題検討
11 月 29 日	第 3 回 地域福祉活動計画策定委員会	課題検討
平成 24 年 1 月 30 日	第 4 回 地域福祉活動計画策定委員会	課題検討
3 月 6 日	第 5 回 地域福祉活動計画策定委員会	計画素案の作成
3 月 19 日～30 日	パブリックコメントの実施	
4 月 12 日	第 6 回 地域福祉活動計画策定委員会	計画素案の承認

### 【各支部社協設置準備委員会の開催状況】

時期	会議等	
平成22年9月28日	第1回 まるおか支部	第1回 はるえ支部
9月29日	第1回 みくに支部	
10月4日	第1回 さかい支部	
10月26日	第2回 みくに支部	
11月5日	第2回 はるえ支部	
11月11日	第2回 まるおか支部	第2回 さかい支部
11月22日	第3回 みくに支部	
12月21日	第4回 みくに支部	
平成23年1月25日	第5回 みくに支部	
1月27日	第3回 まるおか支部	
2月2日	第3回 はるえ支部	
2月8日	第3回 さかい支部	
2月22日	第6回 みくに支部	
3月8日	第4回 さかい支部	
3月22日	第7回 みくに支部	
4月12日	第5回 さかい支部	
4月15日	第4回 まるおか支部	
4月25日	第8回 みくに支部	
6月9日	第6回 さかい支部	
6月21日	第4回 はるえ支部	
6月23日	第5回 まるおか支部	
6月27日	第9回 みくに支部	
7月14日	第6回 まるおか支部	
7月21日	第5回 はるえ支部	
7月22日	第7回 さかい支部	
7月27日	第10回 みくに支部	
8月11日	第7回 まるおか支部	
8月19日	第8回 さかい支部	
8月24日	第6回 はるえ支部	
8月30日	第11回 みくに支部	
9月1日	第8回 まるおか支部	
9月21日	第7回 はるえ支部	
9月22日	第9回 さかい支部	
10月26日	第12回 みくに支部	
11月28日	第13回 みくに支部	
平成24年2月1日	第14回 みくに支部	
2月28日	第15回 みくに支部	
3月9日	第9回 まるおか支部	第8回 はるえ支部
3月21日	第10回 さかい支部	

### ③ 委員会要綱、名簿

#### 坂井市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定を目的に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、本会会長が委嘱する。

- (1) 本会役員
- (2) 支部社協設置準備委員会代表者
- (3) 社会福祉団体代表者
- (4) ボランティア、NPO 関係者
- (5) 関係行政機関
- (6) 学識経験者

3 委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定をもって終了する。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がないと会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を求めることができる。

2 活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために、必要に応じて、関係者等の協力を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

坂井市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属	
小林 明子	福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科教授	委員長
田畑 克佳	市社協理事（地域福祉部会長）	副委員長
吉田 昭宣	市社協副会長（地域福祉部会） 市・丸岡町民協会長	
近藤 奏	市社協副会長（地域福祉部会）	
内田 正義	市社協副会長（地域福祉部会）	
田崎 治憲	市社協理事（地域福祉部会） 春江町民協会長	
阿古江 唯説	市社協理事（地域福祉部会） 三国町民協会長	
大霜 範子	市社協理事（地域福祉部会）	
半田 とみ子	市社協理事（地域福祉部会）	
廣部 政見	市社協理事（地域福祉部会） 坂井町民協会長	
石丸 博巳	みくに支部社協設置準備委員会委員長 市社協福祉委員会幹事長	
山崎 富美恵	まるおか支部社協設置準備委員会委員長 NPO 法人理事長	
増尾 幹彦	はるえ支部社協設置準備委員会委員長 市社協ボランティア運協会長	
関 輝勝	さかい支部社協設置準備委員会委員長 市社協福祉委員会幹事	
五十嵐 二三男	坂井市老人クラブ連合会長	
野田 美智子	さかい男女共同参画ネットワーク会長	
岡崎 和恵	坂井市母子寡婦福祉連合会長	
宮北 久	市身体障害者福祉協会会長	
野田 淑美	市心身障害児者福祉連合会代表	
佐々本 泰秀	市社協ボランティア・市民活動センター運営協議会代表	
細江 輝久	坂井市福祉保健部長	
永松 真	福井県社会福祉協議会事務局次長	

## 坂井市社会福祉協議会支部社協設置準備委員会要綱

### (目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の支部社協の設置に関し、地域での諸問題を具体的に検討するとともに、地域の福祉状況を審らかにし、住民福祉活動の向上に努めることを目的とする。

### (名称)

第2条 支部社協設置準備委員会は、支部ごとに設置し次の名称とする。（以下「委員会」という。）

- みくに支部社協設置準備委員会
- まるおか支部社協設置準備委員会
- はるえ支部社協設置準備委員会
- さかい支部社協設置準備委員会

### (任務)

第3条 準備委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 支部全体の福祉状況の把握と課題の整理に関すること。
- (2) 抽出された課題を解決するための方法手段等に関すること。
- (3) 市社協（市全体の企画立案）、支部社協（協議の場）、地区社協（実践の場）の役割に関すること。
- (4) 支部社協を設立するための具体的な役員構成、活動内容等に関すること。
- (5) その他目的達成に関して必要なこと。

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、構成員は15人以内とする。

- (1) 本会役員及び評議員
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 区長会代表又はまちづくり協議会代表
- (4) 女性団体代表
- (5) 社会福祉・保健医療・教育関係者
- (6) 学識経験者

2 委員の委嘱は、本会会長が行う。

### (役員)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置き、選任は委員の互選とする。

2 委員長は委員会を主宰し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

2 委員に変更を生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員長、副委員長及び委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、会議の開催日時及び場所についてあらかじめ会議に付議すべき事項とともに副委員長及び委員に通知しなければならない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の事項に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

6 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(公開)

第8条 委員会の会議は原則として公開で行なうものとする。ただし、必要に応じて委員長が認めるときは非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 事務局は総務課で行う。但し会議の開催通知等の平易な事務は支部で行う。

2 事務局に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年8月1日から施行する。

この要綱は平成22年10月7日から施行する。

坂井市社会福祉協議会支部社協設置準備委員会 委員名簿

みくに支部

		委員名	前委員名	備考
1	◎	石丸 博 巳		福祉委員
2	○	三宅 小百合		ボランティア・NPO
3	○	津田 暁美	途中退任	学識経験者
4		近 藤 奏		理事
5		阿古江 唯説	相馬森 隆之	理事
6		佐々本 泰秀		評議員
7		藤田 秀樹		評議員
8		近間 健一		民生委員・児童委員
9		坪 井 眞		区長会
10		田 畑 克佳		まちづくり協議会
11		任 田 幸恵		母子・寡婦団体
12		濱 岡 幸子		女性の会
13		小 角 達美		公民館長
14		板 垣 善 富		老人クラブ
15		井 上 英子		ボランティア・NPO
16		相馬森 隆之		学識経験者

まるおか支部

		委員名	前委員名	備考
1	◎	山崎 富美恵		学識経験者等
2	○	南川 直人		評議員
3	○	野田 美智子		女性の会
4		吉田 昭宣		理事
5		大霜 範子		理事
6		前 川 徹		理事
7		石田 正美		評議員
8		前川 政一		民生委員・児童委員
9		嶋崎 隆幸	山腰 綱吉	区長会
10		西岡 善慧		まちづくり協議会
11		元井 眞理子		母子・寡婦団体
12		上杉 秋良		福祉委員
13		藤澤 清徳		公民館長
14		宮越 健夫		障がい者団体
15		吉永 瑞子		ボランティア・NPO
16		本田 千絵		ボランティア・NPO

はるえ支部

		委員名	前委員名	備考
1	◎	増尾 幹彦		評議員
2	○	西畑 光廣		公民館長
3	○	加藤 貴代子		ボランティア・NPO
4		田崎 治憲	坪田 長兵衛	理事
5		内田 正義		理事
6		五十嵐二三男	斉藤 一栄	評議員
7		吉田 由美	高山 眞澄	民生委員・児童委員
8		笹原 昭夫	長谷部 治	区長会
9		坪田 勇太郎		まちづくり協議会
10		島崎 ヒサ子		母子・寡婦団体
11		安岡 博美		女性の会
12		小林 美宏		福祉委員
13		岩崎 浪子		障がい者団体
14		澤崎 暁子		ボランティア・NPO
15		伊藤 房枝		学識経験者等

さかい支部

		委員名	前委員名	備考
1	◎	関 輝 勝		福祉委員
2	○	虎尾 誠治		学識経験者等
3	○	清水 三恵子		ボランティア・NPO
4		半田 とみ子		理事
5		廣部 政見	水上 秀一	理事
6		長谷川 潔	国京 美智子	評議員
7		岡崎 和恵		評議員
8		金谷 知美	廣部 政見	民生委員・児童委員
9		富田 勇一	細江 悦雄	区長会
10		盛政 隆治		まちづくり協議会
11		池田 智栄子		母子・寡婦団体
12		定池 りゆ子		女性の会
13		牧田 重雄		公民館長
14		宮 北 久		障がい者団体
15		稲葉 正裕		ボランティア・NPO

◎委員長、○副委員長

## 委員会で出されたいろいろな意見

NPO で支援している一人暮らし高齢者のことで、自分たちの支援だけでは支えられなくなったときに、社協職員に相談した。すぐ、関係者を集めて対策会議を開いてくれて助かった。そのときに初めて、社協があってよかったと思った。自分たちが、どこに相談していいかわからない時に、受け止めてくれて、コーディネートしてくれることが社協の役割の一つだとわかった。一人、一機関では、その人を支援できない。みんなで支えあうことが大事だと思う。

委員会には、社協との関わりの深い人たちだけが集まっている印象を受けた。社協や公民館活動、まちづくり協議会などに参加している人たちは、知識もあるが、地域にはそうでない人の方が多いと思う。

その結果、社協会費が高いとの意見がでてくる。そんな人たちに対して社協を知ってもらう方法を協議していくことが大事だと感じる。関わった方からの意見はであるが、社協を知らない人たちの意見も拾い上げていかないと差が広がるばかりではないかと思う。

自分の地区では、高齢者のみの世帯が急増している。若い人は地区を出ているので、頼りたいけど頼れない高齢者が増えている。みんなで協力し合って何とか踏ん張っている。

このような限界集落や過疎集落の問題、課題は、地域だけでは踏ん張りきれない。福祉は限られたことでなく、生活課題全般である。

### **合併してよかった！といえる福祉のまちづくりを！！**

新たに坂井市になって、新しいまちづくりをしていきたい。坂井市は、山もあり海もあり、田んぼもあり、商業地もあり・・・と、緑多い自然に恵まれたとてもいい市である。地域のいいところをそれぞれ活かしながら、市としては、共通した目標を掲げていく。坂井市の良さを創りあげて、福祉のまちづくりをしていきたい。

## 第2章関係

### ① 坂井市社協における福祉教育の取り組みの現状

関連する  
目標・項目

推進目標 1 みんなで支え合う人づくり・環境づくり

活動項目 1-3 子どもから大人までの福祉共育の充実

#### (1) 福井県社協からの指定事業

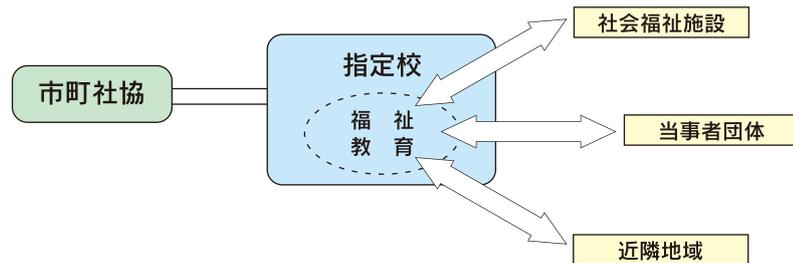
坂井市社協では、福井県社協から福祉教育推進のための事業の実施指定を受け、福祉教育の推進を図ってきました。

##### ① 福井県社会福祉協力校事業（S53～H22）

《ねらい》小・中学校、高等学校および特別支援学校の児童・生徒を対象として、社会福祉への理解と関心を高め、社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭および地域社会の啓発を図る。

《事業内容》「社会福祉協力校」を指定した学校を中心として福祉教育事業を展開。

《実施イメージ》

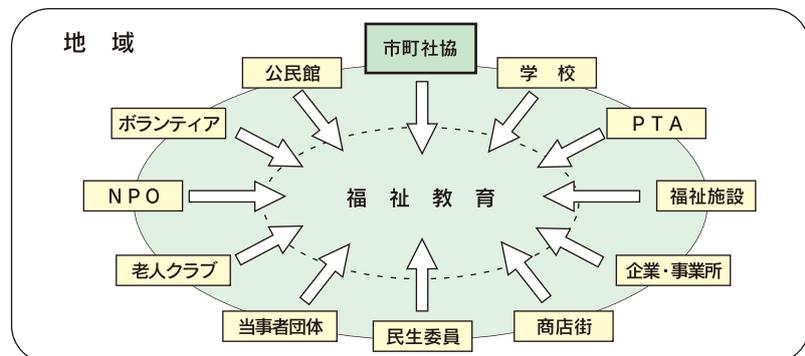


##### ② 地域ぐるみ福祉教育推進事業（H21～）

《ねらい》全世代の地域住民が活動の主体として「気づき」、「考え」、「行動する」という地域を基盤とした『福祉教育』の展開することにより、地域福祉の推進を図る。

《事業内容》学校の児童・生徒だけでなく、全世代の地域住民を対象に、福祉教育事業を展開。

《実施イメージ》



《実施地区》 丸岡地区（丸岡町） 21～23年度  
東十郷地区（坂井町） 21年度  
春江東部地区（春江町） 22～23年度

## (2) 坂井市社協の独自事業

福祉教育を推進するために、坂井市社協独自でも事業を実施しています。

### ① 坂井市社会福祉教育 ゆめプラン事業（H21～）

《ねらい》市内の小・中学校の福祉教育学習の支援および福祉教育推進のために、共同募金助成金を財源に学校への事業助成を実施。

### ②福祉教育学習支援

《ねらい》市内の小・中学校の福祉教育学習への講師派遣や学習支援を実施。

## ② 坂井市で取り組まれているサロンの現状

関連する  
目標・項目

推進目標2 住民主体による地域福祉活動の実践  
活動項目 2-1 小地域福祉活動

現在、坂井市で取り組まれているサロンには、次のようなものがあります。

サロンの種類	対象者	担い手	内容	実践例
高齢者サロン 介護予防地域活動事業（旧生きがい通所）	介護保険サービス対象外で65歳以上の虚弱高齢者（市の決定が必要）	社協職員ボランティア、NPOなど	要介護状態の予防（送迎、健康チェック、レクリエーション、食事など）	・あい愛サロン ・陽だまりサロン ・友遊クラブ ・おいでの会
当事者サロン	老人クラブ会員 高齢者	老人クラブなど対象者本人	自発的で自由なつどい・つながりの場（趣味・生きがい・会食会活動など）	・〇〇地区老人クラブサロン ・□□会サロン ・△△民踊会 ・尼講、お講様など
地域サロン	65歳以上の高齢者	区長、民生委員、福祉委員、JA、ボランティアなど	見守り活動につなげるための支援者と当事者の交流の場（茶話会、食事会、〇〇教室、レクリエーションなど）	・〇〇区ふれあいサロン ・□□いきいきサロンなど

その他のサロン 子育てサロン	子育て中の母親(父親)	専門機関 公民館、 対象者本人など	子育てについての 情報交換、学び、 交流(おしゃべり 会、お茶会、〇〇 勉強会、親子レクリ エーションなど)	・母親サロン ・親父クラブなど
障がい者サロン	障がいのある人 (児童)	ボランテ ィア、専 門機関な ど	当事者同士の交 流、情報交換、な ど(内容に”決まり” のないフリースペ ースで本人が自由 に活用)	“フリースペース”き ずな”など

### ③ 市社協ボランティア・市民活動センター座談会及びアンケートの概要

#### 関連する 目標・項目

推進目標2 住民主体による地域福祉活動の実践

活動項目 2-2 ボランティア・市民活動センター機能の充実

今回、活動計画を策定するにあたって、ボランティア活動をされている方々に、座談会、アンケートという形で改めて意見を伺いました。出された意見を基に、これからのセンターの果たすべき役割や機能をまとめました。

座談会、アンケートの概要は以下のとおりです。

【対象者】 坂井市社協ボランティア・市民活動センターに登録及び把握している人  
 団体登録 85 団体 (ボランティア 74 団体、NPO 11 団体)  
 個人登録 20 人

#### 【意見聴取方法】

- ①分野ごと座談会への参加を呼びかけ、その場で意見を伺った。
- ②座談会欠席者に、アンケートで同様の意見を伺った。
- ③ボランティア・市民活動センター運営協議会委員には、運営協議会で座談会を行い、①②の意見を基に 検討を行った。

#### 【回答率】

団体 71.8% (座談会参加 36 団体/アンケート回答 25 団体)  
 個人 45.0% (座談会参加 7 人/アンケート回答 2 人)  
 ボランティア運営協議会委員 40.0% (座談会参加 8 人)

## 【質問内容】

- 1 現在のボランティア活動について
  - (1) 自分たちの活動の紹介、PR
  - (2) 活動の中での喜びや生きがい、誇り
- 2 未来のボランティア活動について
  - (1) これから、自分や自分たちは、どのようにボランティア活動に参加していきたいですか？
  - (2) そのためには、どのような支援が必要ですか？
    - ア) 活動相談（活動紹介、会員増員、資金援助、場所の提供、備品購入）
    - イ) ボランティア講座・研修受講
    - ウ) 福祉の理解を地域に広めたい
    - エ) 自分たちの活動PR
    - オ) ボランティア情報をもっと知りたい
    - カ) 他の活動者との交流（地域、分野など）

座談会では、自分の活動を振り返ったり、いいところ探しをしてもらいました。また、今後どんな風になりたいか、自分の未来も描いてもらいました。

最後に、分野別の集まりは初めての試みだったので、その評価をしてもらいました。

(1) 分野別の座談会に参加してどうでしたか？

「大変意味があった」「意味があった」という回答が、36人（83.7%）ありました。

(2) 今後、分野別の集まりがあれば参加したいですか？

「参加したい」という回答が、41人（87.3%）ありました。

(3) 分野別の集まりでやってみたいことは何ですか？

「情報交換会」という回答が最も多く28人（50.0%）でした。次いで「日頃の活動報告会」13人（23.2%）、「分野にあった勉強会や講演会」11人（19.6%）となりました。

### 分野別座談会、アンケートの主な意見

- ・同分野の活動内容や障がい者のことを少し分かってよかった。
- ・代表者だけでなく、会員みんなが参加して話し合う場を作ってほしい。
- ・連携できることは一緒にやりたい。
- ・講演会や研修会のお知らせをして、興味がある団体同士が参加協力し合いたい。
- ・年数回交流会を開いてほしい。このような機会を増やして欲しい。
- ・今日はとても参考になった。またぜひ参加したい。

## ④ 小地域見守りネットワークに関連する制度

### 関連する 目標・項目

推進目標 3 住民による見守り・支え合いのしくみづくり  
活動項目 3-1 小地域見守りネットワークの推進

### (1) 坂井市災害時要援護者支援制度について

この制度は、坂井市が災害発生時の避難に手伝いが必要であると希望されている方の名簿を地域に提供し、支援体制を整える目的から始められました。

大規模災害時に一人では逃げるできない方が、自分の情報を地域で見守ってくれる方に提供してもいいという条件で、市に登録申請します。市は登録者の台帳を作り、警察、消防をはじめ、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に情報を渡します。

災害時に備えて、登録者があらかじめ近所の人に了解を得、地域支援者（助け合う仲間）を選びます。地域では台帳により、普段からの見守りや、災害時の安否確認、避難支援などに役立てます。

現在坂井市の災害時要援護者の登録状況は、約30%です。

### 坂井市災害時要援護者支援制度対象者数

	対象者						対象者実人数	登録者実人数	登録率
	①要介護者	②身体障がい者	③知的障がい者	④精神障がい者	⑤高齢者のみ世帯人数	対象者延べ人数			
H21	1,331	1,496	162	214	6,870	10,073	6,544	9,010	43.3%
H22	1,449	1,495	165	247	7,105	10,461	6,744	9,305	42.5%
H23	3,156	1,514	172	281	7,337	12,460	7,773	10,519	33.0%

#### 《対象者》

- ① 介護保険における要介護 3・4・5 の方
- ② 身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）のある方
- ③ 知的障がい（療育手帳 A1・A2）のある方
- ④ 精神障がい（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）のある方
- ⑤ 高齢者（65 歳以上）のみの世帯の方で、上記（1）～（4）に該当しない方

## (2) 生活・介護支援サポーターについて

国が地域による新たな支え合い（共助）の確立を目指して創設した、安心生活創造事業からの関連事業です。

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを、安定的、継続的に構築するために、生活・介護支援サポーターを養成し、地域住民で高齢者の生活を支え合う地域づくりを進めることを目的としています。

坂井市では、あわら市とともに坂井地区介護保険広域連合が、平成 22 年 8 月から事業を実施しています。地域住民がサポーターとして支援を行います。坂井市社協及びあわら市社協で実施する養成講座の履修と坂井地区介護保険広域連合への登録が必要となります。

高齢者のみの世帯や日中独居などの高齢者宅に訪問し、1 回 1 時間程度の活動を行います。1 回の活動に 1 ポイントが付与され、1 年ごとに交付金として受け取ることができます。

### 《活動内容》

- ・健康チェック（利用者の安否確認）
- ・環境整備（部屋の換気、室温や日当たりの調整）
- ・相談援助、情報収集・提供

※食事の準備や掃除、買い物などの家事、介護、ペットの世話などは対象外

現在、坂井市の利用者は 18 人、サポーター登録者は 48 人、うち活動者は 25 人です。（平成 24 年 3 月現在）

## (3) 認知症サポーターについて

全国的な認知症高齢者の増加をうけて、認知症サポーター100 万人キャラバンが平成 17 年度に始まりました。認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で 100 万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指すものです。

全国キャラバン・メイト連絡協議会では、県や市と企業・団体等との共催で認知症サポーター養成講座の講師役（キャラバン・メイト）を養成し、自治体事務局等とキャラバンメイトが協働して「認知症サポーター養成講座」を開催します。

認知症サポーターは特別なことをする人、というわけではありません。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。日常生活の中で、認知症の方が困っているのを見かけた時に、声をかける等、ちょっとした心配りをしていただくことが、主な活動です。

坂井市では、平成 23 年度までに 935 人の認知症サポーターが養成されています。

## ⑤ 生活支援活動に関連する助け合い活動

関連する  
目標・項目

推進目標 3 住民による見守り・支え合いのしくみづくり  
活動項目 3-3 生活支援活動の推進

### (1) 住民参加型助け合いサービスについて

「自分たちの住むまちを 自分たちの手で住み続けられるようにしたい！」という住民の思いを形にした住民自身による地域福祉活動です。

つながりや意識啓発のための地域の住民活動に比べ、よりシステム化されたサービスとしての活動といえます。利用する人も提供する人も同じ地域に住む住民同士で、高齢になったり障害があっても住み続けることのできる地域を拓いていくことにその目的があります。

無償のサービス提供では利用者側が遠慮や気詰まり感を抱きがちなことから、お金を介在させることでそれを取り除くために有償サービスの形をとります。

《活動の特徴》

- ① 有料制による家事援助が多い
- ② 助けられたり、助けたりの対等な関係の支え合い
- ③ 制度にとらわれず、谷間にあるニーズに柔軟に対応
- ④ 住民、JA、生協、社協、NPOなど、運営主体はさまざま

昭和 62 年に全国社会福祉協議会の調査研究において、これからの時代の福祉を担う新しい活動の形として位置づけられ、その後実践団体数は伸び続け、現在約 2300 の団体、組織が活動に取り組んでいます。

坂井市においても、「坂井地域ファミリーサービスクラブ」や県民生協「暮らしの助け合いの会」、JA はるえ「高齢者生活支援事業」などがあります。

坂井市社協では、合併前から「ふれあいサービス」として同様のサービスを実施していますが、現在はみくに支部の一部の取り組みとなっています。今後、他機関と連携しながら、検討を重ねていきます。

## ⑥ 坂井市の主な相談窓口

関連する  
目標・項目

推進目標 4 住民活動を支える社協活動の強化  
活動項目 4-1 相談支援体制の充実

### (1) 市社協が実施する心配ごと相談・無料法律相談について

心配ごと相談は、地域住民の方が身近な窓口で生活の中での困りごとを気軽に相談できることを目的としています。各支部ごとに相談窓口を設け、相談員として民

生委員を委嘱して実施しています。

無料法律相談は、法律が絡み解決が困難な相談に対して弁護士がアドバイスすることで解決につなげることができることを目的としています。

	20年度	21年度	22年度
心配ごと相談	31件	32件	13件
無料法律相談	307件	309件	290件

## (2) その他の機関が実施する主な相談窓口

相談名	相談内容		実施機関
高齢者 相談	高齢者総合相談	高齢者の日常生活に関する様々な問題について	各総合支所福祉課
	介護保険制度の内容、サービス事業者に関する相談		坂井地区介護保険広域連合 地域包括支援センター
	高齢者虐待に関する相談		
	後期高齢者医療制度に関する相談		市役所 保険年金課
障がい者 相談	障がい者総合相談	障がいを持たれる方の日常生活に関すること、サービス、手帳に関する相談	市役所 社会福祉課
			相談支援事業所 ・サポートセンターかすみ ・さかい
	障がい者の就労についての相談やサポート		坂井市障がい者雇用ネットワークセンター
その他の 相談	結婚相談	結婚に関する相談や出会いの場の提供などのサポート	坂井市婦人福祉協議会
	人権相談	近隣との係争やいじめ、暴力など人権に関する相談	社会福祉課

## 7 市社協が実施する主な公的福祉サービス

### 関連する 目標・項目

推進目標 4 住民活動を支える社協活動の強化

活動項目 4-2 自立した生活を支援する福祉サービスの提供

### ① 市受託事業

事業名	事業概要
介護予防地域活動 事業 (旧生きがい通所事業)	<p>家に閉じこもりがちで、介護保険認定を受けていない虚弱高齢者に対し、介護予防、生きがい増進、社会参加を目的に行う通所型のサービス。</p> <p>町ごとの拠点(丸岡のみ公民館単位)に送迎し、レクリエーション、介護予防体操、昼食、入浴等を行います。週1回程度、利用料 600 円/回(三国のみ 750 円)。</p> <p>【23 年度実績】 登録数 258 人 三国 あい愛サロン(127)・丸岡 陽だまりサロン(72) 春江 友遊クラブ(13)・坂井 おいでの会(46)</p>
食の自立支援事業	<p>一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等で調理が困難な方に、配食で栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、地域のネットワークを活用した安否確認を行います。</p> <p>調理、配達とも、業者委託。三国は、両方ボランティア。週1回、利用者負担金は 200 または 300 円(所得による)/回。</p> <p>【23 年度実績】 年間延食数 計 4,813 食 三国(2,121)・丸岡(46)・春江(1,753)・坂井(893)</p>
寝具類等洗濯乾燥 消毒サービス事業	<p>一人暮らし高齢者及び高齢者世帯で寝具類の衛生管理が困難な世帯に対し、寝具の水洗い、消毒、乾燥等のサービスを行います。</p> <p>洗濯、回収配達業務は業者委託。対象者への周知、申込は、民生委員に協力依頼。春と秋のいずれか 1 回利用。利用負担料なし。</p> <p>【23 年度実績】 利用者数 584 人 三国(198)・丸岡(164)・春江(163)・坂井(59) ※障がい者のいる世帯対象にも同様のサービスを行っています。(社協独自事業)利用者数 19 人</p>
軽度生活援助事業	<p>一人暮らし高齢者、高齢者世帯等で、日常生活の援助が必要な高齢者(介護保険対象外に限る)に軽易な生活援助サービスを行います。</p> <p>週1回1時間程度。買い物・調理・掃除・洗濯など。利用者負担金は、100 円/時間。</p> <p>【23 年度実績】 利用者 14 人・協力者 9 人・活動数 約 32 時間/月</p>

<p>家族介護者交流事業</p>	<p>高齢者を介護している家族に対し、心身の元気回復を図るために、一泊・日帰り旅行、交流会等(男性介護者交流会、地区単位交流会)を開催します。</p> <p>【23年度実績】</p> <p>①市全体での「介護者のつどい」(年2回実施) 参加者 35人</p> <p>②支部単位での「交流会」(年10回実施) 参加者 80人</p>
<p>家族介護教室事業</p>	<p>高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対し、介護方法や、介護予防、介護者の健康づくり等についての教室(楽楽介護塾)を開催します。また、地域の団体等に対し、介護予防に関する講座を開催するための講師斡旋、派遣等の支援を行います。(出前介護教室)</p> <p>【23年度実績】</p> <p>①楽楽介護塾 (年5回実施) 参加者 144人</p> <p>②出前介護教室 7回実施</p>

## ② 市社協独自事業

事業名	事業概要
<p>移動サービス事業</p>	<p>自力での移動が困難な高齢者、障がい者(児)などに対して、リフト付き車輦などで移動サービスを行います。また市内の福祉有償運送事業所や福祉関係者等と、移動支援について検討します。</p> <p>【対象者】</p> <p>「福祉有償運送事業」の届出を行って実施するサービスであるため、以下の条件をすべて満たす方が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂井市民 ・低所得者や生活困窮者 ・要介護者や障がい者</li> <li>・公共交通機関を単独で利用することが困難であること</li> <li>・諸事情で他の移送支援が得られないこと</li> </ul> <p>【営業時間】月～金曜日 8時30分～17時30分</p> <p>【事業所】さかい支部内 (坂井市全域が対象です)</p> <p>【サービス内容】</p> <p>医療機関への通院。公的機関への外出等は、そのつど相談しながら対応。サービス内容は、移動のための運転業務と介助。介助部分は、訪問介護事業所として対応。車7台、職員5人(ヘルパー2級、介護福祉士)。利用料金は、130円/km、待機料金130円/10分。</p> <p>【23年度実績】</p> <p>年間延利用回数 1,605回 週2回～月1回程度</p>

### ③ 介護保険事業

事業名	事業概要
居宅介護支援事業 (ケアプランセンター)	<p>ケアマネジャー(介護支援専門員)が在宅介護についての様々な相談に応じます。</p> <p>【営業時間】月～金曜日 8時30分～17時30分</p> <p>【事業所】さかい支部内 (坂井市全域のお宅に訪問します)</p> <p>【サービス内容】</p> <p>介護に関する相談、介護認定申請に関するお手伝い、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成、各サービス事業所との連絡・調整、住宅改修の相談</p>
訪問介護事業 (ホームヘルパー ステーション)	<p>住み慣れた家でいつまでも暮らせるように、経験豊かで専門性を持ったヘルパーが、お宅に訪問し、質の高いサービスを提供します。</p> <p>【営業時間】年中無休 6時～22時</p> <p>【事業所】みくに支部・さかい支部内 (坂井市全域のお宅に訪問します)</p> <p>【サービス内容】</p> <p>①身体介護: 食事介助、入浴介助、身体清拭、排泄介助、通院介助 歩行介助 など</p> <p>②生活援助: 調理、掃除・洗濯・衣類の整理、買い物代行、整理整頓</p> <p>③乗降介助: 公共交通機関での通院が困難な方に、特殊車両にて通院等の送迎における乗降時の介助</p>
訪問入浴介護事業 (訪問入浴サービス ステーション)	<p>ご自宅のお部屋で事業所が準備した浴槽で、ゆったりと寝たままお風呂に入り、心身共にリラックスできるよう支援します。お湯は、車内で沸かし、浴槽までポンプで送ります。</p> <p>在宅酸素や気管切開などの医療処置をされていても安心して入浴できます。</p> <p>【営業時間】月～金曜日 8時30分～17時30分</p> <p>【事業所】さかい支部内 (坂井市全域のお宅に訪問します)</p> <p>【サービス内容】</p> <p>看護師による健康状態のチェック、ベッド横に浴槽を準備し入浴介助</p>
通所介護事業 (霞の郷デイサービス)	<p>利用者の方がやりたいことを一緒に考え、チャレンジできる場を提供し、楽しく心豊かに過ごしてもらえる通所のサービスを行います。さまざまな趣味活動や行事、レクリエーションなど一人ひとりに合わせた生きがいくくり活動を提供しています。また、地域のボランティアさんや子どもたちとの交流などを通して地域との関わりを深めています。</p> <p>【営業時間】月～土曜日 8時30分～17時30分</p> <p>【事業所】まるおか支部内</p> <p>【サービス内容】 健康チェック、入浴、昼食、生きがいくくり活動</p>

#### ④ 障がい関係事業

事業名	事業概要
居宅生活を支援するサービス（訪問系） （ホームヘルパーステーション）	<p>障がいのある方が、地域で生活していくための居宅生活を支援するサービスのうち、以下の内容について、障害者自立支援法に基づいた事業所として、質の高いサービスを提供します。</p> <p>【営業時間】【事業所】高齢者訪問介護事業と同じ</p> <p>【サービス内容】</p> <p>①居宅介護（ホームヘルプサービス）：居宅において入浴・排泄・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言</p> <p>②重度訪問介護：常時介護が必要な重度肢体不自由者への総合的な介護</p> <p>③行動援護：知的・精神障がいにより、行動上著しい困難がある人への行動中、外出時の支援</p> <p>併せて、坂井市地域生活支援事業として、視覚・全身性・知的・精神障がいがあり、屋外の移動が困難な人に対するガイドヘルパーを派遣するサービスも提供します。</p> <p>④移動支援：外出の際の移動の支援</p>
訪問入浴サービス （訪問入浴サービスステーション）	<p>障害者自立支援法市地域生活支援事業として、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。</p> <p>【営業時間】【事業所】【サービス内容】高齢者訪問入浴サービスと同じ</p>
日中一時支援事業 （れんげキッズ）	<p>障がいのある児童が、放課後や長期休暇中に活動できる場の確保と、親の就労支援のためにサービスを提供します。</p> <p>【営業時間】月～土曜日 9時～18時</p> <p>【事業所】みくに支部内</p>
特別支援学校通学バス送迎事業	<p>市受託事業として、特別支援学校に通学する児童のバスの乗降介助や運行中の見守り、保護者や関係機関と連絡調整を行い、安心してバス通学できるように支援を行います。</p>
地域活動支援センター事業 （三国希望園）	<p>障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進、日常生活訓練等の支援を行います。</p> <p>【営業時間】月～金曜日 9時～15時30分</p> <p>【事業所】三国いきいき交流会館 1階</p> <p>【サービス内容】</p> <p>地域活動支援センターⅢ型（小規模作業所支援型）</p>

## ⑧ 市社協が実施する権利擁護に関連するサービス

### 関連する 目標・項目

推進目標 4 住民活動を支える社協活動の強化  
活動項目 4-4 地域福祉権利擁護の体制づくり

### (1) 福祉サービス利用援助事業について

介護保険制度や障害者自立支援法をはじめとする福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用する仕組みになりました。しかし、自分の判断能力に不安がある方は、どのような福祉サービスがあるのか、どのようにすればサービスを利用できるのかなどがわからずに、適切に福祉サービスを受けられない場合があります。また、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、訪問販売などのトラブルに巻き込まれる場合も想定されます。そのような方々が安心して生活が送れるようにお手伝いをする事業を「福祉サービス利用援助事業」といいます。

#### 《援助内容》

- ①福祉サービス利用のための情報提供やサポート
- ②日常的な金銭管理
- ③大切な書類の預かり

利用者は、坂井市内で 28 人。内訳は、認知症 15 人、知的障がい 9 人、精神障がい 4 人です。生活支援員（直接利用者に支援を行う人）13 人です。（平成 24 年 3 月現在）

### (2) 生活福祉資金貸付事業について

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その方の社会参加促進を図ることを目的にした貸付制度です。制度は、都道府県社協を実施主体として、市区町村社協が窓口となって実施しています。

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯など世帯を単位に、世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行います。

#### 《貸付資金の内容》

- ・就職に必要な知識、技術の習得に必要な費用
- ・高校や大学等への就学に必要な費用
- ・医療費や介護サービスを受けるための費用

また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の見守りや相談支援を行います。

平成 21 年 10 月からは、厳しい経済危機のもとで失業等による生活困窮が広がっている状況等を踏まえ、低所得者や失業者等の生活再建に向け新たなセーフティネットの強化策のひとつとして、継続的な相談支援とあわせて、総合支援として、生活費及び一時的な資金の貸付けを実施しています。

平成 23 年度坂井市内では、11 人の方に 4,139,200 円の貸付を行いました。

### (3) 生活たすけあい事業について

生活保護や公的年金など公的援助開始までのつなぎ支援や制度の狭間で生活が困窮している人に対して一時的な支援を行います。必要な資金や物品の貸付を行い、社会参加の促進を図りその人が自立した生活を送れるようにすることを目的としています。この事業は、坂井市社協独自事業として、共同募金の配分金を利用して実施しています。

平成 23 年度坂井市内では、30 人の方に 1,179,309 円の貸付を行いました。

## 委員会で出されたいろいろな意見

### (1) 福祉サービス利用支援事業

一人暮らしの 70 代男性。物忘れが原因で、お金をなくしたり公共料金の支払いを忘れがちになっていました。ケアマネジャーからの相談で、本事業を利用し始めました。定期的に生活支援員が訪問して、公共料金の支払いや金銭管理を行うようになり、地域で安心して生活できるようになりました。

### (2) 生活福祉資金貸付事業

大学進学を目指している高校生。大学に行きたいが不況により両親の収入が減少して進学をあきらめていましたが、民生委員さんからアドバイスももらい、社協に相談に来ました。社協の教育支援資金にて学費と入学準備金を借り入れし、現在は教員になることを目指して大学生活を送っています。

### (3) 生活たすけあい事業、軽度生活援助事業

一人暮らしの 70 代女性。病院に入院したことが原因で、退院したものの、年金受給までの生活ができなくなりました。民生委員さん、福祉事務所ワーカーからの連絡で、社協職員も一緒に訪問したところ、冷蔵庫には、食材がほとんどない状態でした。生活たすけあい事業で生活費を 2 分割で貸付しました。家事に関しても支援が必要であったため、軽度生活援助事業で週 1 回の家事支援を調整しました。生活が落ち着いたので、分割で償還をしています。

### (4) 生活・介護支援サポーター事業

家族が日中は仕事や学校に出かけ、自宅に一人になってしまう 80 代男性。一人でいることで認知症が進んでしまうのではという家族の心配から、週に 1 回、本事業の利用を開始しました。60 代の女性のサポーターの訪問を最初は嫌がり、言葉も少なげでしたが、訪問を重ねるごとに会話や笑顔も増え、サポーターさんの訪問を心待ちにするようになってきました。サポーターも男性との関わりから元気をもらい、いきいきと活動をしています。

## 第3章関係

### ① 坂井市社協における福祉教育の取り組みの現状

平成22年9月から、延べ15回の話し合いを行いました。

みくに支部では、かなり早い段階から、「みくに支部社協」を立ち上げたいという意見でまとまりました。それは、以下のような想いからでした。

- ① 住民の意見を聴きながら、三国町らしさを出していきたい。(地域性を大事にする組織をつくりたい)
- ② 三国は、長年「地区ふくしの会」で住民福祉活動に取り組んできた。その組織、活動を活かしながら、住民福祉活動をより一層充実させていきたい。
- ③ 三国町の福祉の現状を知り、福祉課題を出し、解決していきたい。
- ④ 「地区ふくしの会」「ボランティア活動」を支援する機能を持ちたい。活動者(担い手)の相談は身近な所でしたい。

また、「地区ふくしの会」「ボランティア活動」の抱えている課題を把握するために、ボランティア連絡会と福祉委員代表委員会での聞き取りと、アンケート調査を行いました。

その後、「福祉委員部会」「ボランティア部会」「総務・広報部会」に分かれて話し合い、全体で共有するという形で、計画づくりを進めました。

三国の施設を見学して、福祉の現状を学びました。



## みくに支部で考えた「支部社協づくり」

### 1 支部社協に支部単位での意見の集約と市へのつなぎ、支部エリアへの広報機能を持たせる

#### (1) 支部内の福祉活動状況、意見、課題を集約し、必要なつなぎを行う

- 委員として、各所属活動団体の現状、課題をまとめて意見を持ち寄り、知り合う場、共有する場とする。(研修会、連絡会の実施)
- 小地域(ふくしの会等)の単位から意見や課題が持ち上がる流れを作り、支部の課題として集約する。
- 把握した課題は、地域住民、支部、市社協、市(行政)等解決する主体に仕分けし、つなげていく。
- 行政に対する提言も支部として行っていく。

#### (2) 支部社協に部会を置き、課題に分けて検討しながら、全体での共有、まとめを行う

- 支部社協に ①福祉委員活動 ②ボランティア活動 ③総務・広報 の3部会を置き、分担しての協議と全体での共有、協議を行う。

#### (3) 社協活動を通じた「つながり」や「絆」の啓発を行う

- 「つながり」・「絆」の大切さをまずは社協役職員が常に意識し、姿勢や行動に表していく。
- 住民に対しても広報紙やイベント等、さまざまな形で意識啓発していく。
- どの部門においても住民主導を基本にすることを軸に進めていく。
- 支部内でのさまざまな活動、取り組みがあることを社協と関わりのない住民にも知らせていく。(広報機能を持つ)
- 区長や役員等地域の構成員に対し、社協の理解を深める働きかけを行い、そこから地域に入っていく。

#### (4) 専門性を持った支部職員を配置する

- 支部の事務局体制として、福祉を専門分野とする職員を配置する。

#### (5) 組織の構成に、全域に置かれた地区ふくしの会を活かす

- 地区ふくしの会と支部社協の関係を考える。

### 2 当事者の参画を基本とし、支部活動に意見を反映させる

- 活動者、支援者側だけでなく、当事者の代表を必ず支部の委員の選出区分に入れ、会を代表して現状、課題を上げ、支部として当事者の意見が必ず組み上げられる仕組みを作る。
- 課題協議、イベントの企画、支部の運営等に当事者の参加を基本にする。
- 当事者の参画を得るための橋渡し役のキーパーソン(団体代表者等直接社協とつながる人)を支部社協側に巻き込んでいく。
- 高齢者以外の当事者(特に障がい者の参加等)の取り組みは、地区ふくしの会の取り組みとしてはまだ難しい。実態把握が出来ていない。支部社協、市社協でまず取り組む。次期課題とする。

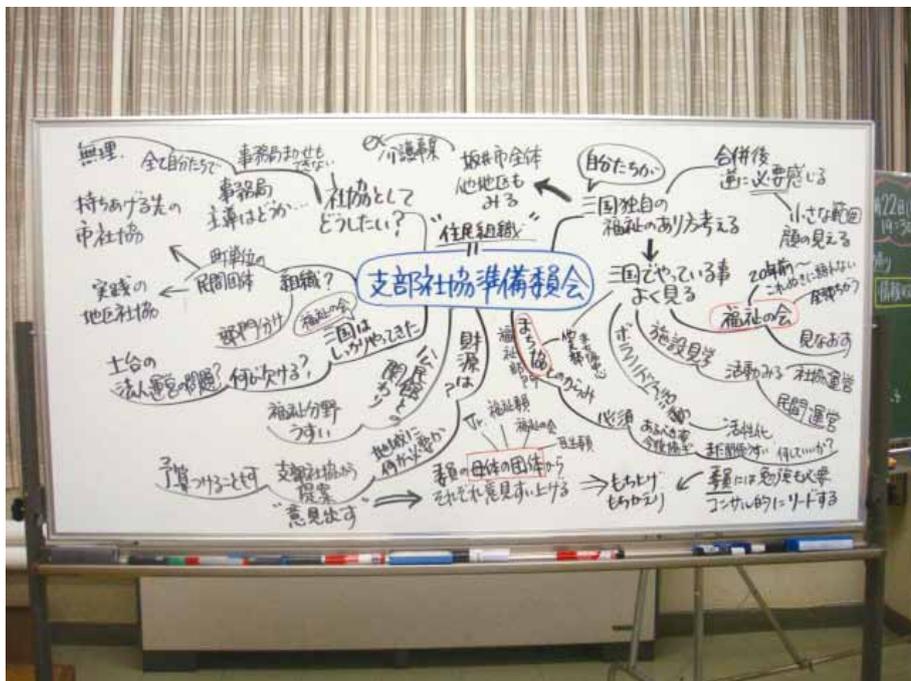
# 委員長の声

みくに支部社協設置準備委員会

石丸 博巳 委員長

三国には、長年培われた住民組織のボランティアや地区ふくしの会が育っています。この準備委員会の中で、委員みんながそれを再認識いたしました。

新しく発足する「みくに支部社会福祉協議会」の中でも、住民の力による福祉に全力で取り組んでまいりたいと思っています。



## ② まるおか支部社協設置準備委員会の様子

平成22年9月から、延べ9回の話し合いを行いました。

まるおか支部では、委員同士は、みなさん顔見知りでしたが、お互いの活動までは知らなかったため、活動紹介をしあうところから始まりました。

その後、課題の洗い出しを行い、課題解決のためにどのようなことに取り組んだらいいのか、グループに分かれて検討を行いながら、計画書にまとめました。

丸岡では、これらの活動の取り組み単位（圏域）を、公民館単位・まち協単位・小学校単位としたいとしました。（計画書では、「地区」と表現しています。）  
今後は、計画にまとめたことを、各地区（7地区）に持って帰り、実行していきたいという話になりました。

そして、支部社協として、以下の役割を果たしていきたいと考えています。

- ① モデル地区をつくりながら、広めていきます。（相談）
- ② 地区の推進状況を確認し合います。（連絡会）
- ③ 情報発信をして活動をさらに広げていきます。（広報）
- ④ 活動をしているうえで、みんなの力が必要なとき、集まって話し合います。（協議）

地区社協、支部社協は、「**ふだんの  
暮らしのしあわせづくり**」をすすめていくこと！それが、この委員会の本題！



## まるおか支部で出された主な意見や課題

- 地域みんなで、一緒に目標を決めて一つずつやっていくことが大切だと10年活動して気がついた。みんなで話し合っ、福祉活動を続けていきたい。
- 地域活動が個々の活動になっている。ネットワークを組んで、みんなで考え実行していきたい。
- まち協という組織形態は素晴らしいと思う。その一つの活動として、福祉分野の活動や取り組みがもっと増えてほしい。
- 丸岡町は、まち協の単位が、公民館単位＝小学校区であるから、まち協を活かしやすいし、その方が、地域の力が分散しないのではないか。もっとまち協で福祉に取り組んでいけないか。
- まち協単位にまで活動が広がれば、次は、より小地域(集落)の理解を進められる。最終的には、身近な集落単位であろう。
- 抽象的なことや難しいことよりも、目に見える具体的な住民福祉活動の方が、わかりやすいし、取り組みやすい。
- 地域のボランティア力を高めることも、ボランティアで担っていきたい。
- もっと地域に根ざしたボランティアをやっていきたい。
- 子どものたまり場やサロン活動が、身近な地域にあったらいい。
- 障がい者の置かれている状況は、まだまだ厳しい。障がい者の課題についても取り組める場になるといい。当事者の問題を地域の福祉課題として取り組んでいきたい。
- 特定の人に負担がかからないよう住民全員で取り組んでいく必要がある。
- 身近なところに、住民福祉活動を相談できるリーダーがほしい。人材を育成し、サポート的な役割のリーダーの育成を行っていかなければならない。
- 損得ではなく、困っている人の日常の生活を支えていきたい。
- 「やるぞ」という熱意だけで継続していくのは難しい。聞こえの良い目標だけを振りかざしてもダメだと思う。そのためにも、しっかりした組織づくりを行っていかなければならない。考える組織を作りたい。
- 地域の担い手は、ほとんど高齢者だ。新たな担い手、人づくりが重要。
- 絆づくりは大切だが、絆は作ろうと思って作れるわけではない。ワイワイみんなが集まる中で、絆、つながりができるのではないか。

# 委員長の声

まるおか支部社協設置準備委員会

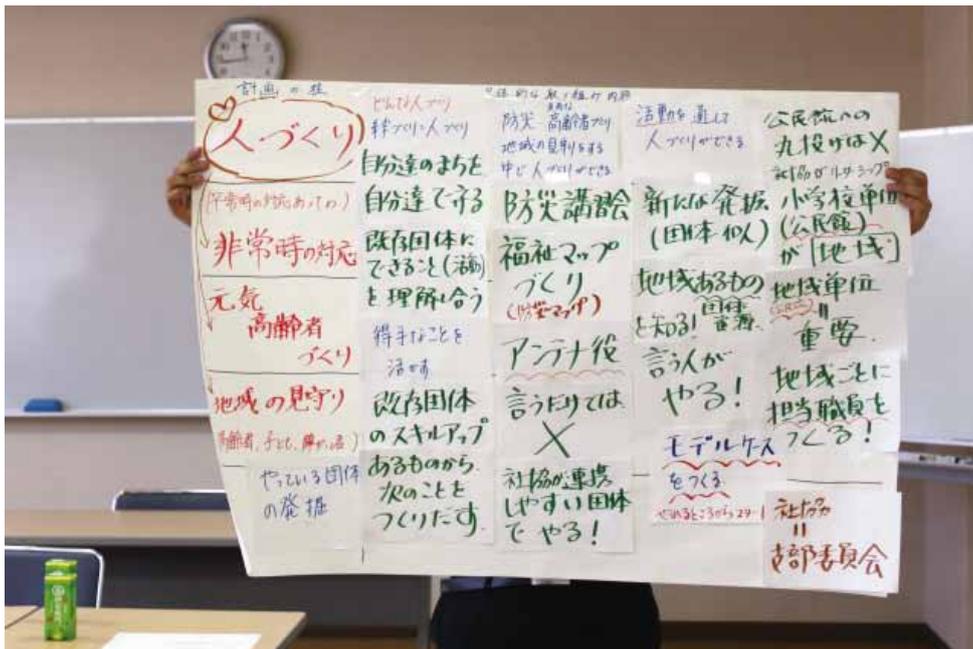
山崎 富美恵 委員長

「かたいけの」「ほやって。お蔭さんで」といつでも、どこでも、だれとでも、この言葉が行き交う、思いやりと優しさと感謝にあふれた町づくりのため、私達は議論を重ね、この地域福祉活動計画を練ってまいりました。



準備委員会、策定委員会共に、悩み、考え、真剣に意見を交わす委員の方々の熱意には頭の下がる思いでした。

そして、掲げた目標は、「みんなが主役 ふだんのくらしの しあわせづくり」。せっかく同じ町に、地域に生きる者同士、一人ひとりの尊厳を重んじながらも顔を見ながら支え合う、“自助”と“共助”、そして“公助”をきめ細かくつなぎ、幾重にも重ね合わせる豊かな地域福祉の町づくり、このプランがその切り札となって地域住民の優しい、心強い架け橋となっていくよう願ってやみません。



## ② はるえ支部社協設置準備委員会の様子

平成22年9月から、延べ8回の話し合いを行いました。

はるえ支部では、委員同士が初めて知り合う人もおり、春江町の高齢化率や実態を学んだり、ワークショップ形式で、お互いのことを知り合いながら、意見を出し合い、計画書にまとめていきました。

また、これからも、町単位で福祉を考える住民組織が必要であり、それが支部社協だと考えました。以下のような役割を果たしていきたいと思います。

- ① 住民に認知度のある「いちい荘」を拠点に、有効に活用していこう。
- ② 計画づくりで話し合ったようなことを公民館単位でも考えていこう。その「取りまとめ機能」を果たしていこう。
- ③ 将来的に地区社協の取りまとめと全体への周知の役割を担っていこう。  
ただし、当面は、支部社協で方針を立てて、地域に伝えたり、広げていく方がいいのではないか。
- ④ 福祉マップの取り組みとあわせて、まちづくりや防災等について行政に働きかけるための意見のとりまとめと持ちあげを支部で行っていこう。  
行政職員にも理解をしてもらおう。

**ボトムアップの住民組織をつくって  
いこう！**



「今までは、みんなで意見を出し合って、下から持ち上がるような（ボトムアップ）の形が少なかったように思う。難しいが、やっていかないといけないと感じている。」

## はるえ支部で出された主な意見や課題

### 【人と人のつながりづくりに関するもの】

- (1) 地域の実態やニーズを民生委員や区長であっても把握しきれていない。
  - ・ 民生委員として活動していても地域の情報、特に障がいや認知症などの情報はキャッチできておらず、民生委員だけの情報収集に負担がある。
  - ・ 新興住宅が多く、区長や班長であっても住民の実態をつかめていない。
- (2) 見守りにつながる福祉マップづくりや災害時要援護者支援制度、防災対策が活用できていない。
  - ・ 福祉マップづくりが定着しておらず、町全体の取り組みになっていない。
  - ・ マップを作ること自体が目的化してしまっている。
  - ・ 交代制の区長や民生委員、班長名が地域支援者として登録することが多いが、本当の支援者にはなれていない。
- (3) 関係者のネットワークができていない。
  - ・ ニーズをキャッチしても、その後に解決していくつなぎ先、方法が分からない。
  - ・ 身近な単位での区長、民生委員、福祉委員がつながっていない。
  - ・ 地域住民にとって一番身近な人は班長。班長を巻き込む。
  - ・ 複数の担当区をもつ民生委員は、各自治会役員会への関与が難しい。
  - ・ 区長、民生委員＝行政、福祉委員＝社協と、命令系統が別であるので、連携が難しい。
- (4) 小地域の住民組織には、「ふくしの会」と類似する組織がたくさんある。(まち協、東部地区福祉教育推進委員会等)が、活かしきれていない。整理が必要である。
- (5) 福祉委員制度が定着していない。福祉委員の位置づけがはっきりしない。
  - ・ 区長も福祉委員選出には苦勞しており、形式上の推薦になっている。結果、名前だけになっている。
  - ・ 区長会の短い時間では福祉委員のことを説明できていないため、区長が理解していない。区長がほとんど1年交代であるため、理解する前に交代してしまう。

「自分の暮らす団地では、住民のほとんどは出身中学が違う。春江出身の者はほとんどいない。そういう者が集まって活動をしようにするのは難しい。だからこそ、誰が何をすべき、と決めつけるのではなく、みんなで分担しながら、堅苦しくない、自分たちがわかりやすい『住民福祉活動』を考えていきたい。」

### 【知り合える場づくりに関するもの】

- (1) 地域の活動を住民が知らない。まず、どんな種類の団体がどんな活動をしているのかを知らない。「つながる」という発想自体が出てこない。場づくりの前に情報が重要。
  - ・福祉、ボランティアに関する理解が得られていない。例えばボランティア活動として何が出来るか知らない。
  - ・情報を受ける側の“無関心”が気になる。区長であっても、特に福祉に関することへの関心は低い。
- (2) サロンの活動が地域活動に活かされていない。
- (3) 地域で知り合う拠点(場所)の整備が不足している。
  - ・ふれあいの場所は、高齢者でも歩いて行ける距離に必要。公民館では遠すぎる。

### 【住民活動への意識づくりに関するもの】

- (1) 地域にリーダーがいない。リーダーを探していない。
- (2) 社協のボランティアセンターの機能がよくわからない。
  - ・支部ごとに人材育成とその人材リストが必要。
- (3) 人材を育成しても活動の場がなければ意味をなさない。
  - ・福祉活動をしたいという意識があっても実現が難しい。
  - ・ボランティアをしたい、福祉活動をしたいという気持ちがあっても、具体的な行動につながらない。





#### ④ さかい支部社協設置準備委員会の様子

平成22年10月から、延べ10回の話し合いを行いました。

さかい支部では、委員同士は、みなさん顔なじみであったものの、NPO活動など最近の活動を初めて知ったり、坂井町といっても、新興住宅地と元々の地区の違いがあったりと、新たな気づきがたくさんありました。

そして、カードワークを行うことで、「障がい者や一人親世帯の災害時の避難をどう支援していくか」「福祉制度が複雑になりすぎて、わかりにくくなっている」「高齢者の買い物や通院の手助けができないか」などいろいろな地域課題が浮かびあがってきました。

これらのことを計画にまとめた結果、さかい支部では「地域住民みんなで取り組もう」というニュアンスが伝わってくる計画となっています。少しずつ、みんなで進めていきたいと考えています。

そして、これからも以下のようなことを大事にしたいと考えています。

- ① 住民福祉活動の実施、また組織としても強固なのは、やはり集落単位である。集落での活動を大事にしていきたい。
- ② 坂井町らしく取り組んでいくことが大事。さかい支部には、坂井町のことをよく知っている職員がいてほしい。
- ③ 昔はこうだったからという、昔のつながりに戻るのではなく、今の時代に合った新たな支え合いの体制づくりを、住民とともに創りあげることが重要である。

「つながる」というのは、「知り合う」ということ。



## さかい支部で出された主な意見や課題

### 【支え合える人づくりに関するもの】

- (1) 坂井町では、集落の代表者である区長がリーダーシップを取ることが望ましいのではないか。集落を基盤とした福祉の体制づくりが必要ではないか。
- (2) 見守り活動の方法や体制が確立されていない。
  - ・見守り活動は重要な活動であるが、民生委員や福祉委員だけで情報収集、見守り活動を行うには限界がある。区長や地域支援者のOBを巻き込んでいかなければならない。
  - ・区長、民生委員、福祉委員が普段からお互いにつながっていないと、非常時の対応ができない。
  - ・団地の人や、若い人と同居している人（特に高齢者、障がい者など）に何かがあったとき、日中どこに連絡していいのかわからない。
  - ・自ら助けを求めている人（要援護者に登録している人など）を、集落で情報をまとめることが必要である。
  - ・福祉委員の役割が見えてこない。福祉委員が活躍できるようにするにはどうしたらいいか。
  - ・区長に、民生委員と福祉委員の役割の違いなどが浸透していない。
- (3) 福祉や地域活動に関心のない人が増えてきている。関心のない人にどう働きかけていくか。
  - ・啓発活動は身近なところで行わないと住民に届かないのではないか。
  - ・「福祉」は、役のある人だけでやるものではない。
  - ・団塊の世代は、なんとなく将来に対する不安を抱えているのではないか。
  - ・地区の行事で、“福祉”を取り上げたものが少ない。
  - ・最近、近隣同士のつながりが薄い地区が多い。次世代（子ども）をきっかけに近所づきあいを復活できないだろうか。
  - ・坂井町では、「リーダーを作って、その人についていく！」というよりも、みんなで力を合わせてやっていく、支え合っていく、という方が馴染んでいる。

### 【つながりの場づくりに関するもの】

- 地域の中で、人の集まる場所が少なくなっている。
- サロンはつながる機会になっているが、担い手不足、男性の参加が少なく安否確認の機会がないなどの課題がある。
- 団体の抱える課題（若い人が入って来ない、交流がスムーズにいかないなど）を解決する場がない。
- 団体同士の交流が少ないため、同じ地域にどんな団体があり、どんな活動をしているのか分からない。

- こんな機会がなければ、NPO の活動など、同じ町内の人が行っている活動を知ることはなかった。こうやって多くの人々が、気づき、知ることでその輪を広げていきたい。活動に携わっている人の声を聞くことが大事だと思う。
- まち協の福祉部会には、区長、民生委員、福祉委員なども参加し、活動も活発化してきているので、それを活かして地域づくりをしていきたい。

# 委員長の声

さかい支部社協設置準備委員会  
関 輝勝 委員長

準備委員会で何度か協議を重ねているうちに「かたいけの」「おかげさんで」と普段何気なく使っている言葉に含まれる温かみや思いやりの文化を再認識した気がします。

「もったいない」という言葉が世界共通語のように使われていますが、「かたいけの」と周りの人を気遣い、「おかげさんで」と感謝の気持ちを言葉にする、昔は当たり前だった隣近所のコミュニケーションが坂井の福祉文化として広がっていくといいですね。

個人的には何にも出来ず右往左往していましたが、準備委員会の皆様の長期間にわたる審議にご協力いただいたおかげで、素晴らしい活動計画に仕上がったと思います。

準備委員の皆様、ありがとうございました。



- 地区には区長という役職があるので、人口も多くない坂井町では別途リーダーというものを作るよりも、地域全体で協力し合い取り組む姿勢が重要であり、何より坂井町らしくてよい。
- 誰かが主役というのではなく、住民やお隣同士などみんなが主役になって支え合おうという風土を目指せるといい。
- 昔から一緒に集落で暮らしていた人は何も感じなくても、途中から入ってきた人たちには、わからないことや感じることもあるだろう。そこを大事にして、今の時代にあった新たなまちづくりや支え合いの体制作りをしていこう。

## 第4章関係

### ① 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（社協）は、昭和 26 年（1951 年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、全国に設置されました。そのため、全国の都道府県、市区町村に一つずつあります。

戦後 60 年の歴史の中で、時代のニーズに沿った活動実践を積み重ねてきました。近年では、災害の頻発によって、「災害ボランティアセンター」の関わりが取り上げられることも多くなってきました。

社協活動の基本指針である「社会福祉協議会基本要項」（昭和 37 年）には、「住民主体の原則」が明記され、今も全国の共通理念として受け継がれています。

#### 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の原則をふまえ、各地域の特性を生かした活動を進める。

- ① 住民ニーズ基本の原則  
広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめる。
- ② 地域活動主体の原則  
住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめる。
- ③ 民間性の原則  
民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめる。
- ④ 公私協働の原則  
公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめる。
- ⑤ 専門性の原則  
地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめる。

社会福祉法第 109 条には、社協は、「地域福祉の推進を目的とする団体」として明記され、社協が行う事業として

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

とあり、これらの活動をとおして、地域福祉を推進していくことが、社協に求められています。

つまり、  
社協は、「住民主体」の理念に基づき、  
地域の福祉課題の解決に取り組み、  
誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを  
住民やボランティア、当事者、関係者等と協働して進めていく、  
総合的な連絡調整や企画実施等を行う  
特別な役割を担う社会福祉法人であるといえます。

社協は、文字通り、地域住民や福祉関係者等が「地域（社会）の福祉を協議する会」であり、本計画づくりも、これからの地域福祉推進のあり方を、公民協働のもとで推進していくことを明らかにした事業活動の一環です。

「地方分権」「市民協働・住民自治」「地域福祉」の時代にあって、これからの社協に求められることは、住民主体を基盤とした「協議体」、地域の課題を把握し、開拓的、先駆的な事業を開発する「事業体」、住民や NPO、ボランティア、福祉関係者などの多様な地域福祉推進主体と連携し、協働して活動をすすめる「運動体」という 3 つの特性をバランスよく生かした、地域福祉の推進であるといえます。

## かたいけのプラン 「第1次坂井市地域福祉活動計画」

発行日：平成24(2012)年3月

発行：社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会

〒910-0224 福井県坂井市丸岡町八ヶ郷第21号7番地1

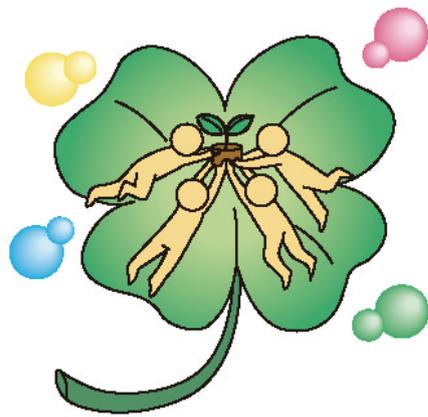
TEL.0776-68-5070 FAX.0776-67-2950

E-mail : sakaicityshakyo@lake.ocn.ne.jp

HPアドレス [http : /www.sakaicityshakyo.jp/](http://www.sakaicityshakyo.jp/)

☆この計画は、社協ホームページからもご覧いただけます。  
またPDFデータでダウンロードも可能です。

☆この冊子は、住民の皆様にご協力いただきました赤い羽根  
共同募金の助成金を活用して作成しました。



名 前